

令和5年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

令和5年6月16日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
17 番	向 後 悦 世	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行 政 改 革 推 進 課 長	榎 澤 茂	総 務 課 長	小 倉 直 志
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	山 崎 剛 成

税 務 課 長	向 後 秀 敬	市民生活課長	江波戸 政 和
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健康づくり 課 長	飯 島 正 寛	社会福祉課長	向 後 利 胤
子 育 て 支 援 課 長	多 田 英 子	高 齢 者 福 祉 課 長	椎 名 隆
商工観光課長	大八木 利 武	農 水 産 課 長	池 田 勝 紀
建 設 課 長	齊 藤 孝 一	都市整備課長	飯 島 和 則
会 計 管 理 者	小 澤 隆	消 防 長	伊 東 秀 貴
上下水道課長	多 田 一 徳	教育総務課長	向 後 稔
生涯学習課長	伊 藤 弘 行	体育振興課長	金 杉 高 春
監 査 委 員 長 事 務 局 長	杉 本 芳 正	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	戸 葉 正 和

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	金 谷 健 二
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 常世田 正 樹

○議長（木内欽市） 通告順により、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（1番 常世田正樹 登壇）

○1番（常世田正樹） おはようございます。議席番号1番、常世田正樹です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

お忙しいさなかにもかかわらず傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

さて、先月の8日から新型コロナの法律上の位置づけが季節性インフルエンザ並みに引き下げられました。感染防止対策のためのマスクの着用に対しても、屋内、屋外問わず個人の判断に委ねられました。

感染による重症化リスクが高い方や持病をお持ちの方は、マスクの着用等による感染対策を行うことは必要であると思われます。しかし、学校教育の場において、子どもたちはマスク慣れをしてしまい、マスクを外したがりません。私は、子どもたちのマスク慣れに対して、大きな不安を感じております。コミュニケーションの基本である顔、喜怒哀楽を表す顔、壁をつくる、フィルターをつくることは、子どもたちの健全な成長発達には不要なものです。学校の先生方は、子どもたちにマスクを外しなさいとは強制できません。どうか開かれたオ

オープンな社会に一日も早くなってくれることを願ひまして、一般質問をさせていただきます。

私からの質問は協働の促進について、交流の促進について、居住環境の充実についての3項目3点の質問となります。

1項目めは、協働の促進についてです。

(1) 区及び自治会への加入促進について、加入率が低下の一途をたどっているが、今後の区や自治会組織の在り方、支援の在り方をお伺いします。

住民基本台帳の数字になりますが、旭市全体で見ると、平成29年4月は2万5,763世帯でしたが、令和4年4月は2万6,734世帯と、971世帯も増加しております。一方、区や自治会に加入している世帯数は、旭市全体で見ると、平成29年4月は1万6,299世帯でしたが、令和4年4月は1万5,879世帯と、420世帯が減少しております。

これらの数字を基に算出した区や自治会の加入率は、平成29年4月は63.3%でありましたが、令和4年4月は59.4%であり、直近5年間で3.9%も減少しております。5年間で市内の世帯数は971世帯も増加しているにもかかわらず、区や自治会に加入している世帯数は420世帯も減少しております。

この傾向は、今後ますます顕著になってくると思われます。現に、干潟小学区において、20代から40代の世帯のうち区に加入している世帯は3割から4割程度であると感じております。

市では、転入や新築等で新たに住宅を取得する市民に対し、区や自治会等への加入促進を行っているのでしょうか。その効果はどの程度現れているのでしょうか。また、どのような方法によって加入促進を行っているのか、戸建てと賃貸について、それぞれお伺いいたします。

2項目めは、交流の促進についてです。

(1) 多世代交流施設おひさまテラスについて、開館1周年を迎えましたが、これまでの実績と今後の展望をお伺いいたします。

開館1周年の4月23日の記念イベントには多くの方が来場し、大いに盛り上がりました。今後も市民の皆様にとって有益な施設であり続けてほしい、また市外の方が利用したい施設であり続けてほしいという気持ちから、何点かお伺いいたします。

おひさまテラスは、今までの旭市にはなかった都会的な空間であり、すてき、憧れ、きれい、ナチュラルというイメージが挙げられます。また、一方で近寄り難い、何をやっている場所なのか分からない、年寄りには入りにくい、用がないというご意見も耳にします。

しかし、雨の日でも子どもたちが遊べる遊具があると聞いたから、孫と一緒に初めて行ってみたと知り合いの方から聞いたのは、つい最近の話でもあります。

メディアに多数取り上げられ、市民の期待を受けて開館したおひさまテラスが、市民の皆様にとって、また旭市にとって本当に必要な施設であったのか、施設を利用した方からは様々なご意見をいただいております。

料理教室を自宅や店舗で開催するにはハードルが高いが、おひさまテラスのキッチンスペースがあるので頻繁に開催することができる、ありがたい。コワーキングスペースは静かな空間なので、受験勉強がとてもはかどった。これらの利用者は当施設の利便性を認識し、複数回利用しております。

一方、クラフトルームを利用するために講習会を受講しなければならないのですが、クラフトルームを利用しようとして予約を入れようとしたら、予約できる日が少な過ぎて、仕事の休みと日程が合わず、利用することができないという相談を受けました。

確認したところ、予約を10日前から受け付けている関係で、10日分のカレンダーしか表示されていないということでした。クラフトルーム以外の施設の予約カレンダーは1か月先までの予約が可能であり、クラフトルームの予約も1か月先まで予約できるようにすべきであると思われます。

利用したい方が利用しやすいようにしなければ、レーザー加工機、3Dプリンター、シルクスクリーン製版機など、普通の自治体では持っていない高価な機材を十分に有効活用していないと言われても仕方ありません。

おひさまテラスについて、よい面、悪い面について述べましたが、結果として、当施設は旭市により効果をもたらしてくれていると私は思っております。しかし、開館した以上、これからさらに多くの方に利用していただけるよう改善していかなくてはならないとも思っております。

クラフトルームを十分に有効活用するためには、予約カレンダーのシステム改修が必要であると思われます。見解をお聞かせください。

また、おひさまテラスは閑古鳥が鳴いており、利用している人は少ないのではないかと意見があります。

そこで、当施設の開館以来の実績について質問いたします。当施設の来館者数、男女の割合、年代別の割合等についてお伺いいたします。

3項目めは、居住環境の充実についてです。

(1) 銚子連絡道路の整備に伴うインターチェンジ周辺地域の土地利用について、今後の構想をお伺いいたします。

銚子連絡道路の開通が現実になり、市民の交通の利便性向上、物流の円滑化、観光客の増加等、大いに期待が持てます。

豊畑地区に開設されるインターチェンジ周辺の土地利用について、現在は住宅もありますが、ほとんどの土地は農地であり、今後インターチェンジを中心とした開発の可能性が大いに考えられます。

インターチェンジ周辺地域をどのような状態にするのが本市にとってベストなのか。農地のままだよいか。開発を進めていくのか。懸念すべきことは、民間の商店や企業、ディベロッパーがインターチェンジ周辺地域を無秩序に農地転用、また開発を行い、いざ行政が本腰を入れて開発を行うタイミングになったときに虫食いの穴空きエリアになってしまっていて、大きな絵図が描けない状況に陥ってしまうことだと思います。

そうならないためにも、インターチェンジの開通は5年先になるか10年先になるか分かりませんが、行政が今すぐにでも構想に着手することは急務の課題であると思われます。市として、インターチェンジ周辺の開発について、何か構想はあるのでしょうか。様々な可能性があり過ぎてまとまらないかもしれませんが、現時点での構想についてお伺いいたします。

以上、3項目3点が1回目の質問になります。再質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、総務課からは大きな1、協働の促進についての（1）区及び自治会への加入促進等につきまして回答いたします。

区等への加入促進については、まず各区域内における住民の加入の有無を把握する区長方に対し、これは戸建てとアパートの区分けなく、加入していない世帯への声かけをお願いしているものです。市では、その活動のサポートを行っております。

具体的には、区の方々が個別に勧誘しやすくするため、市で区への加入案内をチラシとして作成し、区長会総会の際に区長に配付しております。

また、市民生活課の窓口では、新たに転入された方に自治会への加入をお勧めするチラシを配布し、区への加入をお願いしております。

加入促進の効果は、加入率といった数値だけ見れば、大きな効果があつたようには見えませんが、チラシを見ていただければ区の活動の一部を把握することもできますので、周知の

面では一定の効果があるのではないかと考えております。

区等への加入は義務ではございませんので、未加入の方には少しでも活動を知っていただき、共助の役割や地域の絆の大切さをご理解いただきながら、自らの意思で加入いただけるよう、継続して促進活動に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 企画政策課からは、大きな項目の2の（1）と3の（1）についてお答えします。

まず、2の（1）になります。

施設の来館者数ですが、こちらは令和4年4月23日の開館日から令和5年3月31日までの人数になりますが、25万3,772人でした。

男女別の割合になります。男性が48.4%、女性が51.6%でした。

年代別の割合になります。10代までが30.0%、20代が8.2%、30代が19.3%、40代が16.9%、50代以上が25.6%でした。

あと、レンタルスペースの予約の開始日の統一につきましては、こちらは指定管理者のほうと、また協議のほうをしていきたいと思っております。

続きまして、3の（1）になります。

銚子連絡道路の匝瑳市旭市区間は令和4年度に事業化されたばかりで、開通が令和13年度の子定である現時点では、具体的な整備計画はございません。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） それでは、答弁に対し、再質問をさせていただきます。

1項目めの（1）について、干潟小学区のある区で2年の区長任期が終了し、次の区長を探すことになりました。目ぼしい方のお宅を何十件も訪問してお願いしましたが、引き受けてくれる人は見つかりませんでした。結局、次の区長が見つかるまで留任することになり、現区長はほとんど困り果てています。2年間の区長をやり遂げ、区民のために仕事の合間を縫って奉仕してきたのに、さらに2年間やらなければならないことになってしまいました。

区長の負担は、現状とても大きいです。ふだんの区長業務だけでなく、自分の後任である区長の選出、副区長、班長や組長の選出、また3年に1回の改選時には民生委員、児童委員、主任児童委員の選出、安全協会、青少年相談員の選出等、区民の皆さんに頭を下げて、役を引き受けてもらう苦勞は並大抵のものではありません。

若い世帯が区に加入しない割合が高く、高齢化や死去により区民は自然減少していくにもかかわらず、区から選出する役員等の人数は減っておりません。区に加入している中でも限られた人の中で役職を回しているような状況は、決して健全ではないと思います。

区や自治会は、ほかにも様々な問題を抱えております。側溝清掃が、高齢化によりやり切れない。区民に若い人が少ないために、消防団の団員確保ができない。区に所属している芸能保存会やおはやし会は、区から補助金を頂いている関係で区民以外から児童をおはやし等に募集することができない。区に子どもたちが少ないために、子ども会の存続の危機でもあります。区の役が回ってくるなら区を抜ける、区の役があるから区に加入しない等々、挙げれば切りがありません。

私は、旭二中でPTA会長を2回務めさせていただきました。趣味はPTAというくらい、私には天職でした。しかし、毎年、新役員の選出を各小学校へ依頼し、役員を出していただいておりますが、引き受けてくれる方を探す大変さが年々深刻になってきていると聞いております。まれに、快く自ら役員をやるという方もいらっしゃいますが、役員になることのメリット、デメリットを説明しても、役員という言葉自体にそもそもの嫌悪感があるようです。

市から区や自治会へ推薦を依頼している委員等についても、同じことが言えると思います。私も委員探しの手伝いをしているのですが、数年前に交通安全協会をやったから勘弁してくれ、青少年相談員をやったばかりだからほかを当たってくれというようなお断りをされることが多いです。

繰り返しになりますが、区や自治会に加入する世帯は年々減少しているのに、区や自治会に割り当てられる委員の人数は昔から同じままです。これまでは、何とか各区で輩出してきましたが、区民全体が高齢化を迎え、役を務めることが困難になってきております。市でも青少年相談員の割当て人数を、数年前、半分程度にすることを行いましたが、このままでは区や自治会に加入している方への負担がますます大きくなるばかりです。

区や自治会への加入率が60%を切りましたが、区や自治会に加入する意義や目的、また区や自治会に加入していない市民が旭市で暮らしていく上で困ってしまう点についてお伺いいたします。また、市から区や自治会へ推薦を依頼している委員等の人数について、今後減らしていく予定はございますでしょうか。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 区や自治会の存在意義ですけれども、地域に住む人たちが自主的に結成し、地域の課題や問題の解決に取り組み、互いに助け合いながら、住みよいまちづくりを目指して活動していくことにあるかと思います。こういった活動から地域の絆が生まれ、有事の際に強い力を発揮していくのだと思っています。したがって、市としましても区や自治会への加入の促進に継続して努めているところです。

区等に参加していないことで生活に困ってしまうということは、地域の情報を得にくいなど、多少の不便さを感じるころはあるかと思います。

区や自治会へ推薦依頼をしている各種委員の推薦人数につきましては、各種委員会等の委員構成の状況を確認し、人数を減らす対応が可能かどうかを含めまして、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 答弁に対し、再々質問をさせていただきます。

区や自治会に参加していない方から聞いた話ですが、区や自治会が管理しているゴミステーションを地域によっては利用できない、または利用しづらい。防犯灯をつけてほしくても、区や自治会へ参加していないからという理由で設置してくれない。

しかし、早朝や夜間にゴミステーションへごみを捨てれば、人目を気にせずに捨てられるし、東総地区クリーンセンター旭中継施設へ持ち込めば、指定ゴミ袋に入れていなくてもごみを捨てることができる、だから困らないと言っております。防犯灯がなくても我慢すればよい。また、自分の敷地にセンサーライトを設置すればよい。

区や自治会へ参加していなくても、旭市で暮らせるのです。区や自治会に参加している人と参加していない人との溝は埋まらず、お互いが微妙にぎくしゃくしている、住みづらいような状況にもなっております。

しかしながら、私は区や自治会の存続を否定はしません。続けるべきであると考えております。しかし、今のままでは、若い世代の方には受け入れられないんです。

例えば、区長はじめ区の役員、委員等を報酬制にするとか、所得税の税率を優遇するとか、道の駅や商店街で買物をすると提示すれば10%割引になるパスポートを配付するとか、サンモールシネマの無料鑑賞券を配付するとか、何か目に見えるメリットを考えないと、これから区や自治会の運営主体となる20代から40代の世帯の加入率は上がらないと思うのです。

一方で、区や自治会の存在意義は、先ほど課長もおっしゃっていましたがけれども、災害や震災等の非常時に発揮されると思うのです。

干潟小学区では、区の共同体で自主防災会を組織しております。災害や災害時の行動マニュアルを作成しています。公助の手が届くまでの数日間、自助・共助で乗り切るための仕組みを構築しております。秋に行う防災訓練では、干潟小学校に本部を置き、区民の避難誘導、災害時要援護者の安全確認、避難所の設置等を行います。区民は各区で指定している一時避難所へ集合し、副区長が引率して、干潟小学校へ向かいます。学校へ着いたら、区ごとに避難者名簿へ記入を行い、体育館へ入ります。

コロナ禍で3年ほど開催できませんでしたが、今年は10月8日に地震体験車を呼んで、はしご車にも来ていただき、親子で楽しめる、ためになる訓練を開催しようと思っております。

この防災訓練には、区に加入していない世帯の方が親子でたくさん参加してくれます。区ごとに受付をするので、自分がどこの区に住んでいるのか、また区民の方との接点ができることと、区が主催している防災訓練の意義を理解することで、区に入ったほうがいいのかというきっかけづくりにもなります。

首都直下型地震、千葉県東方沖地震、南海トラフ地震はいつ起こるか分かりません。市内における自主防災組織の数はほとんど増えていないと思っておりましたが、県が調査した令和4年度千葉県内の自主防災組織の現況によると、市内に60の組織があるとなっており、とても私は驚きました。この60団体の組織の主体と活動内容についてお伺いします。

また、災害時に行政の力、いわゆる公助の力だけで全市民に手を差し伸べることは困難であると思いますが、市内における各家庭の食料や水の備蓄状況、割合等の調査、備蓄を推進するための活動についてお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） まず、自主防災組織の主体ということですが、現在の自主防災組織については行政区を主体としております。その活動について補助金を受けた者、こちらは把握しておるんですけども、それ以外は自主的な活動ですので、こちらへ報告があったものがあれば把握できるのですが、なかなかそういう報告はございませんので、詳細については把握しておりません。

あと、備蓄の関係ですけれども、まず公助の部分として、市では約5,000人の3日分の食料と飲料を常時保管するほか、毛布や発電機などの備品も保管しています。

議員のご質問にありました家庭での備蓄状況については把握はしておりませんが、家族構成や生活スタイルは様々ですので、個々に応じた備蓄を行っていただくよう、広報あさひや

市のホームページ等で案内をしている状況でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 答弁に対し、4回目の質問をさせていただきます。

自助、共助、公助について、広辞苑の定義ですけれども、自助とは自分で自分の身を助けること、他人に依頼せず、自分の力で自分の向上・発展を遂げることとあります。共助とは、互いに助け合うこと、互助とあります。また、公助についてですが、広辞苑には載っておりませんでした。

ちなみに、ネット辞書には、公的機関が援助すること、特に個人や地域社会では解決できない問題について、国や自治体が支援を行うこととありました。

自助と公助があれば、日常生活の暮らしには支障はないのであり、災害時や地域コミュニティを維持していくときに共助が重要であると考えます。

災害時に近隣の住民が一致団結して困っている人を助けたり、水や食料を分け合ったり、支え合うことは、日本人の国民性から鑑みると、区に入っているか入っていないとかいうことは気にせずに共助ができると思います。

市長にお伺いします。

区や自治会を今後も存続していくのでしょうか。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 区や自治会は、現在の自治体の設立よりも前から、住民自治の最小単位として、長い歴史の中で運営されてきたものと考えています。生活習慣や社会構造の変化などから加入世帯が減少するなど、区等の運営負担が大きくなっている中、区長等の役員の皆様の並々ならぬご尽力でここまで継続されてきたものと考えております。

私としては、区等の地域コミュニティの醸成が旭全体の活力の源になると思っておりまして、将来に向けて存続すべき組織であると強く思っております。

区や自治会の運営に対しての課題があることは、先の旭市区長会総会でも意見をいただいたところでございます。区や自治会の在り方も時代の変化に合わせて対応できるよう、旭市区長会の中で議論していただきながら、市としてもそのサポートに努めてまいる所存でございます。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 市長、ご答弁をいただき、ありがとうございます。

私も区や自治会、いろいろな役もやっておりますので、必要なものだとは思っております。しかしながら、若い世代の方を巻き込む方法を考えなければ、今後存続していくことは難しいと思います。加入してもいいかな、何だか楽しそうだし、この地域に住んでいたら加入しなきゃならないのかなと、自然な流れをつくれるように仕掛けていくことが、今の若い世代の方に対しては有効であると思います。

加入率の向上の鍵は子どもたちにあると思います。コロナ禍で各種行事が中止、また消滅の危機にあります。今こそ地域で小さなイベントを増やしたり、地域を盛り上げ、地域を再構築していく、そうしなければ手後れになります。

市長、今が踏ん張りどきです。頭を使って、区や自治会を残す方法を考えていきましょう。回答は結構です。

次の質問へ移ります。

2項目めの（1）について、予想以上に多くの方がおひさまテラスを利用させていただいていることが分かり、安心しました。

しかしながら、利用料金が高いという声も多く寄せられております。料金を下げれば利用が増えるというのは当たり前だと思うのですが、運営していくためのコストや経費を差し引いた正当な対価であるかとは思っております。

また、おひさまテラスに関して、最近になり、スタッフの人数が減ったという話を耳にしました。民間へ管理を委託している施設ですから、人員の増減については民間業者が考えた上でのことであると思いますが、運営に支障を来すことがないのか、サービスの質の低下につながらないのか少し心配です。

最近のおひさまテラスにおけるスタッフ人数の増減についてお伺いいたします。

また、以前、市民割引はしないのですかという質問をした際に、多世代交流施設のコンセプトは移住・定住を促進するという内容も含んでいるので、市内、市外にかかわらず一律の料金設定にしているという回答をいただきました。

開館から1年、依然として市民割引を希望する市民の方がたくさんいらっしゃいます。さらなる利用者の増加を目指すのであれば市民割引も必要だと思うのですが、考えをお聞かせください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、スタッフの人数ですけれども、開設当初は10名でした。

現在は、人事異動などもありましたが、12名となっております。今後も利用者に対するサービスの向上であったり、施設の運営体制強化のために人材育成に取り組むよう要請してまいります。

また、利用料金の市民割引ですが、例えば日にちや期間を区切って市民割引の日を設けるなど、どのような割引が可能か、金額を含めまして、今後指定管理者のほうと協議したいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 答弁に対し、再々質問をさせていただきます。

スタッフの人数が増えているということは、さらなるサービスを市民の皆さんへ提供してくれるということにつながります。とても喜ばしいことです。

せっかく造った交流施設です。料金が低い、用事がないから無駄だというような、一部の批判ばかりしているような意見も聞きますが、皆さんで利用して、共によくしていければと思います。

今後、銚子連絡道路が開通し、都市と農村の人口交流は活発になります。田舎でもこんなにすてきなすばらしい施設があるんだ、田舎暮らしもありかなと考える際の一助となるような施設になってほしいです。

近代的な施設であるおひさまテラス、国内トップクラスの地場農産物と豊富な海産物が何でも手に入る道の駅季楽里あさひ、この2施設は至近距離にあります。今まで点と点であった二つの施設、これを一つのゾーンとして考えることはできないかと私は思っております。

道の駅季楽里あさひの開場当初から思っていたのですが、地場の農産物、海産物が何でもそろそろこの旭市にあって、道の駅季楽里あさひで購入した食材でバーベキューができる場所が常設されていれば、さらに観光客を呼ぶことができるし、目玉にもなるだろうなと思います。

広さがあるドッグランも市内には少なく、飲食店を併設した市営のドッグラン、体験農場等をおひさまテラスと道の駅季楽里あさひの間に新設すれば、観光客の倍増、大きな経済効果が期待できると思います。

市長にお伺いいたします。

今後、多世代交流施設であるおひさまテラス、道の駅季楽里あさひをこうしていきたいと

いう展望や未来予想図などがあればお聞かせください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません、市長ということですが、私のほうから回答します。

生涯活躍のまち「みらいあさひ」の施設であるおひさまテラスは、開設１年で25万人を超える大勢の方が市内外から来場されており、その至近に立地します道の駅季楽里あさひは、年間来場者数が100万人を超える、市を代表する人気スポットとなっております。

生涯活躍のまち「みらいあさひ」は、その効果を市域全体に普及させていくための拠点づくりとしまして、官民連携でハード、ソフトの両面からまちづくりに取り組んでおります。

今後、この優れた地域資源である両施設のそれぞれが持つ特徴をうまく連携させながら、さらに多くの方に市を訪れていただけるような取り組みを検討してまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹） 答弁いただき、ありがとうございます。

旭市には今までなかった魅力的な施設であるおひさまテラスが常のにぎわいを持てるように、さらなるてこ入れ、またアイデアを出し、国内屈指の農水産物が手に入る道の駅季楽里あさひとおひさまテラスが相互に連携し、周辺地域にバーベキュー施設やドッグラン、またスケートボード場、マウンテンバイクのレース場等の施設を新設したり、パーク化をすれば、新たな雇用の創出、移住・定住の促進、観光客の増加、人口流出の軽減等が期待できると思います。

旭市に暮らしてよかったと思えるまちづくり、旭市って楽しい、最高だよとっていただけるまちづくりを市長にお願いいたします。回答は結構です。

次の質問へ移ります。

３項目めの（１）について、県が令和２年９月14日にプレスリリースした高速道路インターチェンジ等を生かした多様な産業の受け皿づくりを進めるための計画的な土地利用の促進に係る基本方針の中で、市町村の支援として、ワンストップ相談窓口の設置、部局横断で市町村を支援するチームの設置、市町村が進める開発計画の県による公表等を定め、多様な産業の受皿づくりを進めるための計画的な土地利用の促進を図ることに乗り出しました。

また、新たな産業用地の確保施策について、近年、道路網の整備、進展等、充実した交通インフラを背景に、県内への企業立地が堅調に推移する一方で、産業用地のストックが年々

減少していることに対する各種支援策を県が公表しております。産業用地可能性調査事業に対し補助限度額300万円、補助率2分の1、産業用地整備事業に対し補助限度額5億円、補助率2分の1という条件のよい施策です。

成田空港へ至近であり、都内からもアクセスがよいという立地ポテンシャルが旭市にはあります。県では、インターチェンジ周辺地域や成田空港周辺地域への関心が高まっている地域に対する開発等の援助を行っております。

これまでの工業団地の整備による工場等の誘致に加え、成田空港の更なる機能強化に伴う国際的なポテンシャルの向上や、首都圏に位置する千葉県の立地条件、また地場産業、自然環境、歴史文化等の地域資源を活用した多様な産業等の受皿づくりが、旭市の発展と地域振興のためには重要であると思います。

また、県は産業の受皿づくりを進めるための土地利用の基本的な考え方として、以下の点を挙げております。

計画的な土地利用の推進と多様な産業の立地促進、インターチェンジ周辺地域や成田空港周辺地域等において農林水産業との健全な調和を図り、秩序ある計画的な産業の受皿づくりを進めるための土地利用を推進するお手伝いをします。

具体的には、県の都市計画区域マスタープラン、市町村の総合計画、都市計画マスタープラン等の上位計画へ位置づけるとともに、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の個別規制法との適切な調整の下、都市計画法に基づく市街化区域への編入や、用途地域等の地域地区の指定、地区計画及び開発許可制度の活用により、計画的で秩序ある土地利用を図り、公共施設等が整備された良好な開発を誘導するお手伝いを行います。

本市のインターチェンジ建設予定地は都市計画区域内の用途が未指定の地域であるため、本市の総合計画等の上位計画に基づき関係機関と調整し、開発許可制度の活用により、良好な開発を誘導していくことになるかと思われます。

銚子連絡道路の開通による新しい恩恵を最大限に享受するためには、これらの施策や補助金を早急に活用すべきであると思いますが、市としての考えについてお聞かせください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 県の制度があること、またほかの自治体でも補助金を活用していることは承知しております。

本市におきましては、居住者や既存の事業者に対する影響等を考慮しながら、既に開通しています高速道路等のインターチェンジ周辺の開発状況や効果を参考に、土地利用を検討する中で、必要となれば県の制度を活用したいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 答弁に対し、再々質問をさせていただきます。

県の担当課と何回か相談等のやり取りをしたのですが、産業立地促進地区の選定に至っている地域、そういったものはゼロであり、銚子連絡道路が延伸する旭市、匝瑳市、銚子市には特別な期待を寄せているので連絡をお待ちしていますとのことでした。

匝瑳市では、インターチェンジ周辺の開発について、先進的な地域への視察や研修を市長が中心となり、議員・職員が一体となって取り組み始めました。

本市においても、インターチェンジ周辺地域の開発に関わる産業の受皿づくりに向けた進め方について、県と協議して進めていくことが必要であると考えます。インターチェンジ周辺地域をどうデザインしていくか、どう活用していくかで旭市の未来が決まると言っても過言ではないと私は思っております。

早急に検討委員会等を立ち上げて取り組むべきであると思っておりますが、見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 本市としましては、現時点で検討委員会等の設置の予定はございませんが、県のワンストップ相談窓口からの助言であったり、他自治体の状況や取り組みを参考に、開発や委員会等の必要性について研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。

答弁に対し、4回目の質問をさせていただきます。

少し方向性を変えまして、シムシティというゲームがあります。ゲーム上でまちをつくっていくゲームなのです。千葉県知事である熊谷氏が千葉市長時代にネットで対戦して、話題になりました。

また、宮崎県小林市ではシムシティ課を設置し、市長、職員、そして現役高校生をメンバ

ーとして小林市をゲーム上に再現し、まちの問題点や理想のまちについて、平面図ではなく俯瞰図を用いて、活発な議論を行っております。職員も市民もみんなが考える、一人ひとりが市長のようにという小林市のコンセプトにとっても共感が持てます。

本市においてもこのシムシティを用いて、インターチェンジ周辺の未来図を公募してみたら、小学生から高齢の方まで幅広い年齢層の市民の皆さんが関心を持ってくれるのではないのでしょうか。市民全体を巻き込んだのコンテストを行う、とてもわくわくする取り組みだと思います。

市長にお伺いいたします。

ゲームをやっている余裕なんてないとおっしゃるかもしれませんが、シムシティに挑戦してみませんか。市民との距離もますます縮まるかと思います。若い世代の方々が市政に関心を抱いてくれるきっかけにもなると思います。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 熊谷知事の千葉市長時代の活動ですとか、宮崎県小林市のシムシティ課の設立等は伺っております。小林市の場合、シムシティ課で理想のまちをゲーム内につくって運営し、そこから生じたまちづくりに関する様々な問題点を議論することがミッションであると伺っております。

議論することがミッションという意味では、私も対話による開かれた市政を目指しております。令和4年度から、市民と市長との対話集会という新たな企画をスタートしております。昨年度は3回開催し、二十歳を迎える世代、市内の高校に通う学生、市の若手職員を対象とし、若者が思う旭市の現状や課題、未来について語り合いました。

本年度も開催する予定であり、対話集会でいただいた意見について、今後のまちづくりに生かしていきたいと考えております。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 市長、ご答弁をいただき、ありがとうございます。

若い世代の方々を巻き込んだの対話会、これからもさらに活発に行っていただければと思います。

しかしながら、シムシティ、またアニメ、現在、海外の観光客、そういった方々は地域の聖地巡礼として、とても人気を呼んでおります。シムシティも、もしかしたらシムシティ旭市として海外の旅行雑誌に掲載されるかもしれません。

今の世の中、何が受けるか分かりません。遊び心を持ったまちづくり、職員もわくわくするかもしれません。若い世代の方が市政に関心を持ってくれる施策が増えることを期待して、私からの一般質問を終わります。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 飯 嶋 正 利

○議長（木内欽市） 続いて、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（14番 飯嶋正利 登壇）

○14番（飯嶋正利） よろしくお願ひします。令和5年度第2回定例会において、一般質問を行います。14番、飯嶋正利です。

私は、今回、3項目、6点の一般質問を行います。よろしくお願ひします。

大きな1点目、新型コロナウイルス感染症についてということで、（1）感染症法上で5類に変わりました。人々が集まるこの市役所、また学校、病院における対策と主な変更点をお聞かせいただきたいと思います。

小さな2点目、ワクチン接種について、春の接種の状況が今出ております。秋以降もあるということで聞いております。その準備についてお聞かせいただきたいと思います。

大きな2点目、マイナンバーカードの効率的・効果的な行政経営についてということで、このマイナンバーカード、私もそうですが、2万円のポイントがついていたということで、市民の多くがつくったというふうな感じが私はしています。その中で、根本的にこのマイナンバーカード何に使えるのかなと、その辺のところをお聞かせいただければありがたいです。

小さな2点目、マイナンバーカードの普及の課題について、直近に住基カードというのが

ありました。この住基カードも、かなり国、市でも大金をかけてつくったカードだと思います。そのカードとの変更で何が違うのか、その辺についてもお聞かせいただきたいなというふうに思っております。

小さな3番目、マイナンバーカードの安全性について、健康保険証として利用する場合の安全対策ということでお聞かせいただきたいと思います。今国会中にだいた法律のほうも整備、でもまだ法律のほうが進んでいないのかなというふうな感じもいたします。だいた全国でも人為的なミス等出ている中、なかなかはっきりしたことが言えないというような状況でもあると思いますが、今現在分かる範囲で結構です。お知らせいただきたいなというふうに思います。

大きな3番目、学校給食費の完全無償化について、小さな1点目、全国における給食費の無償化の実施状況、また既に実施を予定している市町村についてお聞かせいただきたいと思います。併せて県内市町村の給食費の状況、国・県の動向が分かればお聞かせいただきたいというふうに思います。

2回目以降は質問席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の一般質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、健康づくり課からは、1の新型コロナウイルス感染症について、初めに（1）の5類移行後の主な変更点といたしましては、これまでは国からの協力要請や業種別ガイドラインに沿って対策を行ってまいりましたが、現在は個人や事業者の自主的な感染対策へと移行しており、感染者及び濃厚接触者の外出自粛要請がなくなるなど、コロナを取り巻く状況は大きく変化しております。

このような中で、市の対応といたしましては、季節性のインフルエンザと同様となってまいります。ワクチン接種は引き続き令和6年3月31日までの無料接種が決定しております。現在、協力医療機関での個別接種と海上庁舎での集団接種を実施しております。

医療機関における対応としましては、発熱等の外来受診については、これまでの県で登録された医療機関での発熱外来のみの診察から、基本的に全ての医療機関で診察できるよう移行しています。また、これまで公費負担により無料であったコロナによる外来や入院の医療費につきましては、原則保険診療となりました。

次に、県による感染者の情報につきましては、毎日の公表から県の指定する医療機関からの報告による定点観測値を週に1度公表することとなっております。市のホームページか

らも閲覧することができるようになっております。

学校における対応につきましては、県教育委員会作成の千葉県新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインが廃止となり、コロナが流行する以前に日常生活において行われてきた対応を基本とするということとなっております。

次に、（２）の春開始接種の接種状況ということでございます。春開始接種は５月８日から８月３１日の期間で、重症化リスクの高い６５歳以上の高齢者及び基礎疾患のある方、医療従事者などを対象に実施しております。本市では、５月９日から市内八つの医療機関で個別接種を開始しておりまして、集団接種につきましても、６月９日から７月３０日までの２６日間、海上庁舎を会場に実施しているところです。

対象者への通知は、前回接種日の早い方から順に発送し、５月中に完了しております。接種予約はインターネット及びコールセンターで対応しており、大きな混雑もなく順調に手続きが進められております。予約及び接種の状況ですが、６月１０日現在、６５歳以上で予約の済んでいる方は８,０６６人、予約率４２.５％、うち接種が済んでいる方は１,７４３人で、接種率９.２％となっております。

また、秋接種につきましては、初回接種が済んでいる５歳以上の全ての方が対象ということになりまして、接種は９月以降の実施を予定しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、企画政策課からは、２の（１）についてお答えします。

マイナンバーカードの主なメリットとしましては、健康保険証としての利用や各種証明書のコンビニ交付、児童手当等のオンラインによる届出、申請ができるという点があります。

今後どのようなことに使えるのかですが、国はマイナンバーカードの本人確認、証明機能を生まれてから亡くなるまで全国民が活用できる国民インフラとして普及させるとともに、施策を総動員して利活用拡大と利便性の向上を図るとしております。

利活用の例としましては、学生証、運転免許証、公共施設の会員証としての活用、行政機関での書かない窓口での活用、災害時避難所や選挙投票所の入場受付における活用などが挙げられております。また、民間での利活用としましては、電子商品券や地域通貨などが想定されております。

以上です。

○議長（木内欽市） 市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） 市民生活課からは、2番の（2）マイナンバーカードと住民基本台帳カードとの違いについて回答をさせていただきます。

住民基本台帳カードとの違いですが、住民基本台帳カードについては、平成28年1月からマイナンバーカードの発行が開始されたことに伴い、現在新規の発行はされておられません。お持ちの住民基本台帳カードについては、有効期限内であれば身分証明書として利用できます。

マイナンバーカードについては、対面での身分証明書としての機能に加えて、オンラインでも安全、確実に本人確認の手段として用いることができるほか、スマートフォン等から各種行政手続きが可能であり、デジタル社会の基盤となるツールとして、住民基本台帳カードに比べ、利用機会が大きく増えております。今後も利活用の拡大が見込まれております。

市では、できるだけ多くの市民の方にマイナンバーカードを保有してもらえよう、利便性、安全性など、積極的に周知啓発を行い、交付率の向上に努めております。

以上です。

○議長（木内欽市） 保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 保険年金課からは、大きな項目2、効率的・効果的な行政運営についてのうち、（3）マイナンバーカードの安全性についてご回答いたします。

議員からもありましたとおり、マイナンバーカードにつきましてはひもづけ等のミス等の報道がかなりございました。その中で、私のほう、現在使用されています紙の被保険者証におきましての状況について説明させていただきます。

現在使用されています国保、後期高齢者医療におきまして、被保険者証について成り済まし等による不正利用について報告は受けておりませんので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 大きな3番目の学校給食費の完全無償化についてですが、全国状況は全ては把握しておりませんので、県内の状況でお答えします。

県内市町村の学校給食費無償化に関する状況につきましては、完全無償化を実施している市町村が11団体、第2子半額で第3子以降を無償化している、または小学6年生と中学3年生を無償化しているなど、一部無償化している市町村が8団体、第3子以降無償化を実施している団体が旭市を含む34団体となっております。

また、国・県の動向ですが、千葉県では令和5年1月より都道府県単位で初の取り組みと

なる公立小中学校などの学校給食費について、第3子以降の無償化を実施する市町村に対し、学校給食費無償化支援事業費補助金、補助率2分の1として補助金を交付しております。また、国においては、異次元の少子化対策の中で小・中学校の給食費無償化についても検討されているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） ありがとうございます。

再質問いたします。

例えば、市の窓口の対応、マスクの対応だとか、旭中央病院、これはもちろん病院ですんで、患者もスタッフも全てマスクをしていると思うんですが、あと学校に関してはこれから熱中症の関係もあるということで、どのような議論がされたのか、おのおのお聞かせいただきたいなというふうに考えます。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、市役所での職員の対応ということでお答えいたします。

職員における感染症対策についてですけれども、マスクの着用についてはあくまでも個人の判断ということとしております。しかしながら、窓口での対面での対応や高齢の方などと接する場合は、所属長の判断により、着用を推奨することとしております。

それで、5類になりましたが、接客用カウンターにあるアクリルパネルのパーティションについては、防犯面等も考慮し、引き続き設置しておる状況です。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校の対応についてお答えいたします。

学校における対策の変更点といたしましては、児童・生徒が登校前に行っていた健康観察チェックのうち、体温チェックは不要とし、スクールメール等により配信していた感染者等の発生メールを5月7日をもって終了しております。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の出席停止期間につきましても、発症した翌日から5日間かつ症状が軽快した後1日を経過するまでとしております。

学校におけるマスク着用の考え方につきましては、5月19日付の県教育委員会の通知において、マスクの着用は原則として不要なんですけど、ただし個人の判断を尊重し、配慮するこ

とが示されておりますので、本市の小・中学校におきましてもこれに準じて対応しております。

なお、熱中症予防としてですが、体育や運動部活動についてはマスクを外すように改めて通知をしております。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、旭中央病院の対応になります。

5類移行後も、患者などに対しての院内でのマスク着用のお願いや手指消毒、検温、入院患者のお見舞いの制限など、基本的対応は変わっておりません。職員につきましても移行前のマスク着用ルールを引き続き実施しております。発熱患者につきましてもはかぜ外来を設置し、診療を行っていましたが、移行後はこれを廃止し、内科外来で診療を行っております。

また、医療圏内の医療提供体制の強化を図るため、保健所と連携し、香取海匠保健医療圏の医療機関に対し、患者を積極的に受け入れてもらえるよう働きかけを行うとともに、これまでコロナ患者の診療を行っていなかった医療機関へウェブ勉強会を開催する等の支援を行っているところです。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） ありがとうございます。

たしか二、三日前ですか、政府のほう、尾身委員長の第9波の始まりだというふうな話もありました。その中で、今後市の対応、例えば柔軟な考えををするとか、その辺のところをお聞かせいただければありがたいなというふうに考えています。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、今後の対応ということでございます。

5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類へ引き下げられ、同日、旭市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、今後の対応について協議をいたしました。社会活動については、法律に基づき行政が様々な要請をする仕組みから、自主的な取り組みを基本としたものになっております。このような中で、市としましても、基本的な感染症対策は続けながら、個人や事業者の皆様の社会活動、経済活動がより活性化するよう、関係機関と連携を図りながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） ありがとうございます。

（2）に移りたいと思います。

秋接種以降の準備ということで、接種券のほうがうちなんかに届いております。だいぶ先の接種券だということもあって、しまい忘れないようにというふうな形ですが、今準備のほうはどのように進んでいるのでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 先ほど少し申し上げましたけれども、秋開始接種につきましては、初回接種が済んでいる5歳以上の方、全ての方が対象となりまして、接種は9月以降の実施を目指して今準備をしているところです。春開始接種で接種が済んでいる65歳以上の高齢者、基礎疾患のある方などは、秋開始接種においても再度接種することができるとなっております。

また、費用についても、引き続き全ての方が個人負担なく接種を受けることができます。

そのほか、使用するワクチンなど、詳細につきましては現在国のほうで協議を行っているところです。

市では、秋開始接種に向けて、今後の国の動向を注視しながら、接種期間や予算を含めた接種体制の確保など、準備を進めてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） ありがとうございます。

まずは再々質問で、今年度は無料ということで、令和6年度以降この予防接種が必要だということになったときに、市として助成するつもりはあるのか、その辺のところも併せてお聞きしたいなというふうに考えています。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 令和6年度のワクチン接種につきましては、現状では国からの指示や情報提供はなく、接種費用や、接種対象者及び使用されるワクチンなど、全てが未定となっております。接種費用については、令和5年度まで全額公費負担による接種が決定しておりますけれども、令和6年度からは自己負担が発生することも想定されております。

仮に自己負担が生じた場合には、市が現在行っているインフルエンザ予防接種費用の助成と同様に、重症化リスクの高い方などを対象としたコロナワクチン接種費用のほうの助成を検討してまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） そのワクチンなんですが、基本的にどのくらいの額になりそうですか。ちょっとお聞かせいただきたい。分かる範囲で結構です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） 新型コロナの予防接種の費用ということで、こちらのほうは報道によるものですが、約9,600円かかるというふうに聞いております。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） 結構高いなというイメージですね。

コロナについては以上で、次に大きな2番目に移っていきいたいなというふうに思います。

このマイナンバーカード、私もやったことはあるんですが、コンビニでのいろんな証明書の交付ということで、今コンビニ交付というのはパーセンテージ的にどのくらいあるでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等で発行された証明書の発行割合について、令和4年度の実績で申し上げます。

大きく分けまして、住民票関係、印鑑登録証明書、戸籍関係の3種類の証明書の窓口分も含めた発行枚数全体の実績は5万2,762枚となっております。そのうち、コンビニエンスストア等でマイナンバーカードを利用して発行された枚数は5,572枚で、割合といたしましては10.6%でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） まだ少ないというか、周知ができていないのかなというふうな感じがいたします。

それでは、（2）番に移りたいと思いますが、先ほどちょっと聞き忘れたんですが、このマイナンバーカードの交付率、今直近ではどのくらいになるでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） マイナンバーカードの直近の交付率ですけれども、令和5年4月末現在で申し上げます。交付率ですが、65.6%となっております。申請率では73.7%となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） ありがとうございます。

まだまだこのマイナンバーカード、市民の皆さん分からない点たくさんあると思うんです。私どもも聞いていて、どこまで聞けるものなのかというのもあるんで、徐々に、分かり次第いろんなところでお知らせいただければありがたいのかなというふうに考えています。

それでは、（3）番に移りたいと思います。

今度は安全性です。来年度以降このマイナンバーカードが今度健康保険証になると。紙の証明書は出してくれるということですが、たしかお聞きしたんですが、マイナンバーカードを発行している人に対しては証明書は出ないというふうに聞いております。

また、この証明書なんですけど、プッシュ型で行うのか、例えば自分で申請するのか、これ申請するなら毎年大変なことですよ。その辺のところについてお聞きかせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、紙の被保険者証が廃止された後のマイナンバーカードを持たない方への対応というようなご質問でございましょうが、これについてご回答させていただきます。

令和6年度秋の健康保険証廃止に伴い、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況の方には、本人からの申請に基づき、各保険者から資格確認書が書面または電磁的方法により提供されます。資格確認書が必要とされる事情は様々なケースが想定されます。例えば、マイナンバーカードの紛失や更新中の場合、介護が必要な高齢者や子どもなど、マイナンバーカードを取得していない場合、また介護者や第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する場合などが想定されますが、本人申請以外に代理申請や職権での交付も可能となっております。

具体的な運用につきましてはこれからとなりますが、継続して必要な保険診療が受けられるように適切に準備、対応していくとともに、国保等の被保険者へ周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(発言する人あり)

○保険年金課長（高野 久） マイナンバーカード発行者につきましては、現在のところ、申請方式によりまして資格確認書を発行することも可能ということで聞き及んでおりますが、詳細につきましてはまだ出ておりませんので、よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） このカード、有効期限たしか10年でしたっけ。例えばそれに写真つきで出ていますよね。これ、幼児も写真つきで出ているということなんですが、その辺のところの確認というのはどのように取るのでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 被保険者証として使用する際の幼児についての対応ということですが、幼児など、本人が窓口で本人確認を行うことが難しい場合や、成長して顔写真などでの整合性が取れない場合は、親などの代理人が暗証番号入力することで本人確認をすることができるということになってございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） そうすると、基本的にはもう成り済ましはないということで、使ってみなくちゃ間違っているか間違っていないか、ひもづけなんかも分からないんですよね。その辺も含めてどうなのでしょう。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 成り済まし対策の概要ということでございますが、その前にマイナンバーカードの更新につきましてでございますが、基本的に5年、あと顔の変更につきましては5年でございます、10年でまた切替えになりますので、5年、10年という形になります。

戻りまして、成り済まし対策の概要につきましては、マイナンバーカードを被保険者証と

して利用する場合、医療機関や薬局の窓口において、顔認証または4桁の暗証番号により本人を確認するため、安全性が担保されているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） ありがとうございます。

このマイナンバーカード、まだまだ分からないことばかりなんで、このほうも交付のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、学校給食のほうに入っていきたいなというふうに思います。

現在の給食費の状況、月額、年間保護者の負担額、第3子以降を無償化している現在の市の負担額、これまでの検討結果などお知らせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 本市の学校給食費の月額ですが、小学生で4,190円、中学生で4,720円となっております。年間の負担額としましては、小学生で4万6,090円、中学生で5万1,920円となっております。

第3子以降の給食費を無償化している現在の市の負担額ということですが、学校給食費無償化の取り組みとして平成29年度から第3子以降の学校給食費について無償化をしております。令和5年1月からはさらに対象者を拡充し、第3子無償化に係る市の負担額は約3,100万円で、そのうち県補助金、補助率の2分の1を受けております。

また、これまでの検討状況ということですが、近年学校給食費を無償化する自治体は増えてきておりまして、本市におきましても無償化している自治体の財政規模や財源対策などの状況を調査するとともに、本市で完全無償化した場合の財政負担、第2子以降を無償化した場合の財政負担など、様々な財政負担のシミュレーションをしながら実施について検討を重ねております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） 今回は、コロナの交付金で今年度は無料ということになりました。この無償化にするための財源、これも大事だと思うんですね。たしか私が議員になったときに旭市の財政調整基金は22億円しかありませんでした。前市長の代に約70億円財政調整基金

を積み上げてきたのかなと、将来のためにというふうなことで、今給食費の無償化をやっている自治体、これは財政調整基金というか貯金を崩してやっているところはどこにもないということなんです、一つは。ほかの財源、例えばふるさと納税だとか、いろんなものでそっちを回していたり、例えば新規事業を全くカットする、またマイナスシーリングをかけるなど、いろんなものでやっていると思うんです。

また、逆に、今給食費の滞納者というのはそれほど多くないと聞いております。多分、ご父兄の中でも給食に対してのご理解、大分いただいているのかなと私は個人的には思います。であれば、旭市は食の宝庫だと言われております。給食の充実、例えば全国に先駆けて旭市の給食が素晴らしいんだよと、子どもたちが給食の時間楽しみにしているんだと、そういった給食を提供する。カロリーベースではなく、見た目にも素晴らしい給食を提供すると、そういうことも大事ではないかなというふうに考えております。いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 飯嶋議員おっしゃるように、旭市の給食費の滞納というのはあまりない状況でございます。徴収率で、現年度分で99%弱、98.何%だったかと記憶しております。旭市は食の宝庫ということでございますので、給食の充実ということで、担当栄養教諭が工夫を凝らしながら、子どもたちにおいしく食べていただけるように工夫をしながら給食を作っております。そのPRとしては、フェイスブックなどで給食をこんな感じで作っているというところを写真つきで皆様にお知らせしているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

現在、例えば給食費を負担していつている世代でも、あっという間に給食費を負担する世代になると思うんです。もう8か月あります。その内容を十分精査して行っていただきたいなというふうに思います。でも、その中でもこの給食費の無償化というのは市長の公約でもあります。市長の慎重なお考えをお聞かせいただきたい。それで一般質問を閉じたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 学校給食につきましては、旭市に限らず、多くの市町村が独自の基準

や要件を設けて給食費や食材への補助を実施し、保護者負担の軽減に努めております。本市でも、食材費高騰による影響額を市の財源で賄っている現状がありますが、事業の継続には財政的負担が大きく、各市町村の財政状況等によって格差が生じています。

学校給食費の無償化につきましては、国が国の責任において実施すべきものと考えております。国の制度として確立するまでの間、県が取り組まれるよう、千葉県市長会からも千葉県に対して要望書を提出しているところでございます。また、千葉県においても、本年1月より多子世帯への給食費無償化実施市町村に対し補助金を交付するとともに、国に新たな補助制度の創設について要望しております。

そのような中で、本市における学校給食費の無償化につきましては、物価高騰が続く中、保護者の負担軽減を図ることが子育て支援策として有効であると考えております。今年度につきましては、小・中学校に就学する児童・生徒、その保護者へのさらなる支援として、議員おっしゃったように、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、本年7月分からの学校給食費を無償化する補正予算案を本議会に提案させていただいているところでございます。

令和6年度以降の学校給食の無償化につきましては、国・県へ引き続き働きかけるとともに、旭市独自としては、完全無償化のほか、第2子以降の無償化または対象学年を絞った無償化など、他の手法も考えられますので、給食費無償化の拡大に向け、前向きに検討並びに準備を行ってまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） 前向きな検討をお願いいたしまして、一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

飯嶋正利議員は自席へお戻りください。

◇ 永 井 孝 佳

○議長（木内欽市） 続いて、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（7番 永井孝佳 登壇）

○7番（永井孝佳） 入梅の候、いかがお過ごしでしょうか。議席番号7番、永井孝佳、44歳。

一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。本日は、4項目、6点について質問させていただきたいと思っております。

まず、1 番目の質問、協働の促進について。

先ほど常世田議員も全く同じ質問があったんですけれども、丸かぶりしてしまいました。常世田議員からは前向きな質問がございましたので、私からは後ろ向きな視点で質問をさせていただきたいと思います。

(1) 番、区の在り方についてなんですけれども、令和3年度の第2回定例会でも同じ質問をさせていただきました。そのときに、区の加入率が、平成29年度が62.1%、令和3年度が59.4%と年々減少していることが分かったんですね。それに加えて高齢化が進んでいることもあり、区の存続が厳しいという声がたくさん聞こえてきます。

そこで、最初の質問になるんですけれども、規模の小さな区はどの程度あるのでしょうか。それとあと、役員がいなかったり運営が厳しいなどの相談などありましたら伺いたいと思います。

続きまして、(2) 区に加入している世帯だけが負担している費用があります。例えば、消防団の協力金とか、あとは社会福祉協議会の寄附金とか日本赤十字社の寄附金、あとは歳末たすけあい募金とか、あと赤い羽根募金とか、あとは防犯灯の電気代とか、そういったものがいろいろあるんですけれども、行政は関係ないんですけれども、あと神社の維持費とか、そういうのも区単位で納めているところが多いと思うんですけれども、こういった区に入った人だけが負担する費用が不公平感につながっているんですけれども、市として何か解消策がないか伺いたいと思います。

では、次、2 項目め、学校教育の充実について。

ある小学校で産休の教員が出て、本当は代わりに新しい教員が来る予定だったんですけれども、結局1年間来なかったという事案があります。そのときは教務主任とか教頭先生がその教室に入って、1年間何とか穴埋めをしたんですけれども、本来教務主任とか、教頭先生がやる仕事というのがありますので、その分ほかの先生に負担がいたり、あとは子どもたちと向き合う時間が削られたりしていくと思うんですね。

そこで、最初の質問なんですけれども、全国的に公立の教員の数が不足していると耳にしていますけれども、その理由をお伺いしたいと思います。

では、3 番目、消防組織体制の充実について。

令和5年度の第1回の定例会で、消防職員の条例定数が121人から120人に減らされました。ちょっと心配だったので総務課の職員にお伺いしたところ大丈夫ですという回答だったんですけれども、消防職員の現場の中からちょっと厳しいときもあると、そういう声もいただき

ました。ということで人手が現場では足りていないという声もあるんですけれども、そこでまず消防職員の勤務体制と有給休暇の取得状況をお伺いしたいと思います。

では、大きな4番目として、漁港エリアの有効活用について。

漁港エリア、漁協のほうからみなと公園の間にたくさん草が生えているエリアとかごみがあるエリアがあるんですね。全体的に汚いんですけれども、海匠漁協の建物とみなと公園の間ぐらいに使わなくなった船が陸に上げられていて、網があって、そこにいろんな大小なごみが積み上げられているんですね。それがしばらく解消されていない状態が続いております。これは本当に悲しいんですけれども、旅行者からお話を伺って、今まで見た漁港で一番汚いって言われちゃって、それはちょっともうこれは悔しいなと、この状態を何とか是正したいなと感じております。

そこで、このごみとかこのエリアはどこの管轄かをまず最初に聞きたいと思います。

以上、4点、6項目になります。

すみません、一つ忘れていました。（2）番がありました。

あとは、このエリアの空き地は県有地が多いんですけれども、このままにしていくのはもったいないと思います。この土地の利用規制などありましたらそちらもお伺いしたいと思います。

以上、6点ですね。1回目の質問、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 総務課からは、大きな1点目、協働の促進について、（1）、（2）について回答いたします。

まず、小さな区がどれくらいあるかということですが、現在市内の行政区の数は147区ございます。そのほかに自治会と称される区に準ずるようなものが8団体ございます。規模の小さな区ですが、50世帯未満の区というのが全体で47区あります。また、自治会では8団体のうち7団体が50世帯未満となっております。

それと、役員がいけないというような相談があるかということなんですが、区の役員そのものは何となく回り番のような形で回しているところが多いと思いますので、それは大丈夫なんですけれども、例えば各区から出していただいている防犯指導員ですとか、そういったものが受けてもらえないので、ちょっと出せないというような形になってしまっている区もございます。改めて相談というようなことはないですけれども。

それと、（２）のほうの加入世帯と未加入世帯との不公平感の解消ということですが、区への加入、未加入で生じる不公平感があることは市としても認識しております。しかしながら、区や自治会の役割は、地域に住む人たちが自主的に結成し、地域の課題や問題の解決に取り組み、互いに助け合いながら住みよいまちづくりを目指して活動していくというところにあると思います。地域の消防団や防犯活動などもその一つではないかと考えます。

したがって、未加入世帯は、区の役割や活動をご理解いただくよう、区として努力していただきまして、加入に結びつくことが不公平感の解消につながるものだと思っております。市としましては、より分かりやすいパンフレットを作成するなど、区の加入促進活動のサポートを継続してまいりたいと考えてございます。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課からは、大きな２番目の学校教育の充実についてお答えいたします。

（１）教員不足や教員の成り手不足についてでございますが、全国的に教員や育休代替等の教員が不足しているとの報道がされておりますが、本市におきましても代替教員が未配置であった事例を把握しております。

文部科学省の調査によりますと、教員不足の理由として、産休、育休取得者数の増加、特別支援学級数の増加、病休者数の増加等により、当初の見込みよりも臨時的任用教員が必要になったとされております。また、臨時的任用教員として勤務していた教員が正規採用となったことや、臨時的任用教員の成り手がほかの学校や民間企業等に就職したことなども成り手不足の要因として挙げられております。代替教員の未配置の解消に向けましては、教員等の任用を所管する県教育委員会のほうへ引き続き働きかけてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 消防長。

○消防長（伊東秀貴） 消防本部からは、３、消防組織体制の充実について、（１）について回答させていただきます。

消防職員の労働環境につきましては、現在の消防職員の勤務体制等についてお答えさせていただきます。

消防職員の条例定数は120名でございます。内訳としまして、消防本部職員が25名で、日勤者20名、交代勤務者が5名となります。消防署職員が95名で、日勤者1名、交代勤務者が94名となります。交代勤務者94名の内訳としましては、本署が40名、海上、飯岡、干潟各分

署が18名体制で、3分署で54名となります。本署、各分署はそれぞれ3部制となっており、1回の勤務人員につきましては、本署は13から14名、各分署につきましては6名で、各部24時間勤務でございます。

消防職員の有給休暇の取得状況につきましては、平均として、令和元年度10日、令和2年度9.1日、令和3年度7.9日でございます。市職員につきましては、平均として、令和元年度7.6日、令和2年度9.2日、令和3年度8.6日でございます。消防職員の勤務体制別取得内訳としましては、日勤者、交代勤務者で大きな差はございません。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、大きな項目の4番、漁港エリアの有効活用についての部分の（1）番、漁港エリアの環境美化の関係です。

みなと公園から漁港までの間、かなりごみが散乱されているところで、最初のご質問、管轄はどこかというご質問だったと思います。管轄につきましては、その部分、そこにつきましては千葉県の管理区域となります。具体的には、県の銚子漁港事務所、こちらが管轄している区分になると思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 企画政策課からは、4の（2）について回答します。

まず、今農水産課長のほうから回答ありましたが、飯岡漁港ですけれども、こちら県の銚子漁港事務所が管理しておりまして、漁港自体は利用範囲が地元の漁業を主とするものとした第1種漁港というものに指定されております。

水面や陸地、堤防などを含む漁港エリアにつきましては、漁港漁場整備法の規定に基づきまして、漁業者をはじめとする水産関係者が水産物の生産、流通、加工の拠点、また漁船係留などに利用しております。平成31年4月に水産庁が漁港施設に関する利用規制を緩和してからは、漁業者の所得向上や新たな雇用創出を実現するために、水産物の直売所などの交流の場や陸上養殖の場としての利用が可能となっています。

以上です。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永井孝佳議員の一般質問を行います。

永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） では、再質問をさせていただきます。

小さい団体も47区とかあって、役員の選出方法とかは相談がないということでしたが、常世田議員の先ほどの一般質問にもございましたけれども、役員の成り手がいないとか、4年間続けてやっているとか、同じ人が何回もやっているとか、そういう実情もあると思います。それと、課長がおっしゃられたように、様々な、市からお願いしているような交通安全指導員とか、あとは青少年相談員とか、そういった役職を選ぶのも大変だという話は聞いております。

それで、70歳で若手と言われるような区もあるそうなんですけれども、あとは年金生活者がほとんどの区もあって、区費を集めるのも厳しいという声も聞きます。大きな区であれば若手が多少はいるので、そこで何とか回したりしてやっていけるんですけれども、年寄りだけの区だと、もうどうにもならないという悲鳴も聞いております。

そこで合併なんかを考えている区もあるんですけれども、再質問なんですけれども、市内で合併した区は今までありますかという質問と、あとは、合併をしたいとかいう区があった場合、市でガイドラインとか、何か相談に乗っていただけるようなシステムとか、支援はしていただけるかというのでも聞きたいんですけれども、合併といっても規約があったり、あとは区費が違ったり、あとはそれぞれの文化が違ったりで、すり合わせる結構あると思うんですね。

区長は1年ごとに替わってしまったり、そんなに意欲的な方が必ずしもではないので、その区長任せだと合併というのは難しいと思うので、行政のほうでサポートしていただけないかなとか、そういう趣旨です。ということでお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、まず隣接区との統合再編が今まであったかということですから、平成17年度の合併以降、統合された区はございません。

それと、相談があった場合どうなのかということなんですけれども、実際に幾つかの区から統合等に関してのご相談は受けております。その相談につきましても、具体的な統合に向けての相談ということではなく、ここ数年、やはり永井議員おっしゃったように、規模の小さな区から存続に向けての相談ということで受けている状況です。

それと、ガイドラインというお話がございました。例えば区の統合に関しましては、両区民の合意があって初めて動き出すということであると思います。その中で、ガイドラインということよりは、例えば先ほどの規約ですとか区費の調整ですとか、そういったところでは行政のほうからアドバイスなり、あるいは、実際にはこういう規約にしたらどうですかとかいうのは、具体的にもし統合の機運が高まって、さあ統合しますよ、事務的に必要なものがこれだけありますよということになれば、当然に統合に向けてのアドバイスを行ってける状況ではあります。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ありがとうございます。

過去には、そういう統合というのはなかったそうなんですけれども、これから徐々に高齢化が進んでいくし、世帯数も減っていくと思われますので、これから、もしかしたらそういう統合という流れが、区のほうから要望があるかもしれませんので、その際にはぜひ、先ほどおっしゃられたような支援体制をよろしくお願いいたします。

このまま動ける人材がいなくなってしまうからでは、統合もままならなくなってしまうと思うんですね。ですので、そうなる前に、各区には統合なり体制を変えるなりしていただきたいと思うんですけれども、ここで再々質問になるんですけれども、合併に関する補助金とか支援金などがある自治体もあるようです。

例えば、滋賀県の長浜市、鹿児島県の曾於市、福井県の福井市などは、統合に当たっての補助金とか支援金、例えば合併したときに生じる備品とかの補助金だったり、あとは区民館を直す修繕費、もしくは二つある区民館を一つ解体するとか、そういった合併に当たって係る費用に対する、支援とか補助金とかある場合もあるようなんですけれども、その辺に関してご見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 合併に際しての補助金ということに限った話ではないんですが、現

在もう、市では区等の自主的活動を支援するために、各種事業ごとに補助金を設けております。それには永井議員のおっしゃった集会施設の建設等ですとか修繕の費用の補助、あるいはゴミステーションを設置する際の補助ですとか、区の祭り用備品の購入への補助を現在も行っています。

ですから、例えば備品の購入とかはちょっと賄えないかもしれませんが、区民館の修繕ですとか、そういったことには現在も対応できておりますので、それを使っていいただければと思っています。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） そうですね。もう現在あるようなそういう事業、そういうのを活用して統合に使えればと思います。そういう情報も、もちろん区長などは分からないと思いますので、もしそういう相談などがありましたらそういう情報も教えていただき、サポートをお願いしたいと思います。

では、（2）番のほうに移りたいと思います。

不公平感があるけれども、任意団体ということで、そんなに是正する解消策はなかなか難しいということ、区で努力していただきたいというご回答だったと思うんですけれども、ちょっとこれ通告していないので回答はいいんですけれども、消防団の協力費なんかは、今までは消防団が自ら一軒一軒回って協力金をもらうことができたんですけれども、最近は消防団が非常勤の公務員ということで、寄附金をもらうのが法的にちょっとよくないんじゃないかということで禁止というか、総務課のほうでお達しがあったと思うんですよね。

それで、区で今は頂く形になっていて、区に入っていない人は納めなくていい、区に入っている人は消防協力金を払うみたいな状況にもなっていて、それも不公平感の一つなのかなと感じております。

ただ、その辺はいろいろ関連がありますので、今回はそこは聞きませんが、例えば防犯灯のほうなんですけれども、こちら区から要望があれば防犯灯を行政のほうで立てていただけると。その後に、電気代は区で払ってくださいということなんですけれども、防犯灯は区に入っていない人ももちろん便利になるわけですし、区に入っている人だけが払うのはどうなのかなと思うんですよね。その辺に対して、防犯灯だけでも何とかならないのかなと思っちゃうんですけれども、その辺のご見解をよろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） ご質問の趣旨は、防犯灯の電気料金を何とか、例えば市で持っていないとかそういうようなことだと思います。

防犯灯は、1市3町ともだいたいそのような形でやってきたと思うんですが、設置は市、あるいは当時の町で行って、電気料金については区のほうで、これずっと続くわけですので、お支払いいただくというふうにしております。

防犯灯の設置の場合にも、区長を通じて要望を出していただくということになっておりますので、このやり方を変えて電気料金を全て持つというのは、ちょっと、すみません、検討しにくいところですので、ご了解願いたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 電気代を市が持つというのはちょっと、その流れから難しいのかなと思います。ただ、区の運営が厳しいというのが現実的にありまして、そうしますと区としては各種寄附金というのが結構多いと思うんですよね。先ほども言いましたけれども、社会福祉協議会とか日本赤十字社とか、あとは各種募金ですね。そういうのというのはたしか任意なんですけれども、世帯数掛ける800円とか、世帯数掛ける400円とか、半ば、何ていうんですかね、請求書のように来るんですよね。

それで、先ほど言いましたけれども、区長は1年とかそういう回り番でやっているので、前例踏襲で、去年も払ったから同じ額を今年も払うと。よほどの変わり者でなかったら、俺はこんな寄附金なんか払わないよと言えないんですね。

ですので、ここでちょっと確認したいんですけれども、再々質問としまして、区の運営が厳しい場合は、各種寄附金を減額、あるいは払えないという状況でも仕方ないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 赤い羽根共同募金などに代表されます寄附金につきましては、金額の目安をお示ししていると思います。これに対して半ば請求書のような形に受けてしまうというのは、それは仕方がないことかとは思いますが、あくまでもこの募金は任意です。

募金や寄附の行動は社会貢献活動の一つでもありますので、区としての積極的な参画をお願いしているものです。こういった募金に対しましては、区民の総意での対応ということに

なると認識しておりますので、その趣旨をご理解いただきながら引き続きご協力をお願いしたいと思いますが、区の財政状況等によっては、区の総意をもってということですが、ちょっと今年はこれくらいで勘弁してくれないかとかいうのは、ちょっと言葉が悪いですが、そういったことも考えられると思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） そうですね。社会福祉協議会も日本赤十字社も、歳末たすけあいも赤い羽根募金も、全部大切なものだと思います。できる限り協力はしていきたいと思いますが、もう年金暮らしで区費を上げるのはきついよと、そういうことであれば、減額もやむを得ないというような認識をさせていただきました。

冒頭で申し上げたとおり加入数は減少し続けております。今59%とか58%ぐらいだと思うんですけども、これが例えば50%を切ったとなると、負担している人より負担していない人が多くなります。そうすると、もう加速度的に45%、40%、30%となってしまうと思うんですね。そうなるともう破綻だと思うんですよ。負担するほうが少なくなったら厳しい、その団体は、と思いますので、区に入ったほうが得だよと思えるような施策が必要だと思うんですね。

例えば子ども会に対して、何か補助金を頂くとか、老人会に対して補助金を頂くとか形はどうでもいいんですけども、そういった区に対する支援金みたいなものというのは、拡充もしくは新たにつくっていただけることというのは難しいんでしょうか、ご見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の4回目質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 現在の状況を申し上げます。各区には回覧板等の行政連絡事務をお願いしているところですが、これに対して委託料という形で各区にお支払いは、現在もしております。

委託料ですけれども、算定の基準としましては、基本額が区においては8万円、プラス900円掛ける区の加入世帯数ということになっております。ということになりますので、実質的には、小さい区のほうが恩恵にあずかっているということになります。そういった制度であるんですけども、これらについての例えば増額ですとかそういったことについては、区長会等の意見も聞きながら、検討の材料としていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 前向きなご回答ありがとうございます。区長会などの意見を聞きながら、持続可能な区の在り方のご検討をよろしくお願いいたします。

では、大きな2番の学校教育の充実について、質問を移らせていただきます。

様々な理由があったと思うんですけれども、私としては、教員の数、絶対数が足りていないのかなと感じております。成り手不足の原因なんですけれども、長時間残業とか時間外手当とか、給特法と言われる、教師は残業代がつかないんですよね。その代わりに、給料の4%相当が給与にプラスされるという形なんです。

例えば、新人で20万円の給料だった場合、4%だと8,000円とかになるんですけれども、それで働かせ放題、50時間でも100時間でも。その辺は管理職の方が止めたりはすると思うんですけれども、実際はそういう形になっております。

あとは、労働基準法で定められている1時間の、例えば休憩時間のこれも結構あやふやになっていると思います。1時間も寝転がっていいよという時間は教師にはまずないと思うんですよね。結局そういう休みの時間ですよと取ってあっても、その時間も何らかの作業はされていると思われます。

給食なんか一緒に食べていても、小学校の教師なんかは、給食時間はもう休憩時間でないと思うので、誰かが牛乳をこぼしたとか、片づけるお手伝いをしたりとかそういうのもあるので、休憩もあやふやな感じだと思います。

持ち帰り残業なんかもあると思うんですよね。結局学校でやれない分は家に持って帰って、丸つけしたりとか、次の授業の準備をしたりとかそういうものもあるので、実際の調査の50時間とかよりもさらに残業があるのかなと感じております。ある意味もうブラック企業みたいな感じなんですけれども、やりがいだけでやっている教師の皆さんに本当に頭が下がるんですけれども、ただやりがいだけでは限界があると思います。

教員の労働環境を改善しないと教員不足は解消しないと思うんですけれども、その辺のご見解をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 現状の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法では、公立学校の教員は、議員おっしゃるように残業代が支給さ

れない代わりとして、基本給の４％分が教職調整額として上乗せ支給されていますが、この教職調整額の在り方につきまして、現在文部科学省の中央審議会で諮問されていることから、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

市といたしましては、働き方改革実行委員会を組織して教育現場の声を聞くとともに、教員補助員の増員や学校校務のＩＣＴデジタル化など、学校における働き方改革に努めているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳） そうですね、いろいろ活動はされていると思います。国や県の動向が一番だと思うんですけども、市でできることは少ないかと思います。

ただ、教員の労働環境というのは喫緊の課題だと思います。残業を減らすには教員の数を増やすのが一番いいんですけども、生徒数の減少や予算などの観点から、県とか国は定員を増やそうとはしないと思います。あとは、先ほどおっしゃったように臨時の教員というのも減っているというか、臨時の教員を正規採用したりして、臨時の職員もなかなか雇いづらくなってきていると、そういう現状もあると思うんですけども、そこで、教員がやらなくてもよい仕事というのもあると思っていて、事務員とか、あと用務員ですね。そういう人たちが、教員が必ずしも担う必要がない業務を担えるんじゃないかなと思うんですけども、そういうのは、どういったものがあるかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教師の負担軽減の観点から文部科学省より、学校・教師が担う業務に係る役割分担・適正化のための３分類が示されております。

一つ目は、基本的には学校以外が担うべき業務としまして、登下校に関する対応、放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応などが示されております。二つ目は、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務といたしましては、調査・統計等への回答等、児童生徒の休み時間における対応、校内清掃、部活動などが示されております。三つ目は、教師の業務だが、負担軽減が可能な業務といたしましては、給食時の対応、プリント等の印刷などの授業準備などが示されているところでございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳） そういった、学校の先生がやらなくてもいい仕事というのが多々あると

思うんですけれども、なかなかそれに事務員を増やしたり用務員を増やしたりというのは、予算の関係もあって難しいと思うんですね。それというのは、教師にやらせればそれ全部ただなんですよ。もう定額なのでという、この悪法ですよ、給特法。これがある限りなかなか進まないんじゃないかなと思います。

例えば、自民党案なんかだと給特法を10%にしようとかいうのがあるんですけれども、これを10%に変えたからといって残業代がちょっと増えるだけで、この働かせ放題というのは変わらないんですね。ですので、もう抜本的な残業代を全部出すと。そうすれば、国の試算で9,000億円ぐらいかかるそうなんですけれども、国が持つのが3,000億円ということで、それだけお金を出すのだったら、新しく教員を採用したほうがいいという流れになって、残業が減っていくんじゃないかなと考えております。

これを変えるためには、先生が直接声を上げるというのは難しいと思うので、どこかが代わりに声を上げなければいけないということで、直接市の行政には関係ないんですけれどもちょっと今回取り上げさせていただきました。これを変えるために、ぜひ国にこの声を届けていただきたいと思いますと思うんですけれども、その辺のご見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 文部科学省では、教員の長時間労働や各地の学校での教員不足が問題となる中で、5月22日に中央審議会、文部科学省の諮問機関ですが、それに対しまして、教員の処遇改善、働き方改革、学校の体制充実の3点についての検討を諮問しております。今後、答申の形で具体策がまとめられる予定となっておりますので、今後も国の動向に注視してまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 今後とも、市でできることはぜひ前向きにご検討をお願いいたします。

文部科学省によりますと、2022年に鬱病などの精神疾患で休職した公立学校の教員は5,800人に上ると言われています。教員は、なかなか聖職者ということもあり声を上げられません。もっと給料を上げろとか残業を減らせと。子どもたちのためにはやってしまうんですね。ですので、これは教員の待遇改善の話ではありません。日本の教育が崩壊の危機にあると思っています。教員になる人が足りなくなるのも時間の問題です。これを皆さんに問題を共有していただき、声を上げていく最初の一步にさせていただきたいと思います。

では、次の3番目の消防組織体制の充実についてに質問を移らせていただきます。

最初の質問で、消防体制と有給休暇の取得状況を確認させていただきました。コロナウイルスの影響などもあるかもしれませんが、有給休暇の取得率が令和元年は10日ぐらい、令和2年は9日、令和3年は8日と、ちょっとだんだん減っているというのが気になるんですけれども、ある程度は取れているのかなと。市の職員と同じくらいは取れているということなんですけれども、多くはないんですけれども、年20日間あるので消化はできていないという形ですかね。

消防士は何か休みが多いとかいうイメージがあると思うんですけれども、24時間勤務で、とても激務だと思うんですよ。しかも勤務明けに非番日とかでも業務が入ることもあるということを知ったんですけれども、どのようなものがあるのかをお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 交代勤務職員の勤務明け、非番日につきましては、各種訓練や消防水利、火災の原因調査などの各種調査、防火対象物への立入検査、また消防団の訓練指導、その他行事等への出向がございます。また、火災などの災害時や警報発令時等には、災害状況や気象状況により非常招集という形で、次の災害等に備えるため、本署、各分署等に招集を行います。非番日におけるこれらの業務は時間外勤務手当が支給されております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 24時間働いて非番日にも招集がかかるということで、とても大変な仕事だということが分かりました。そんな苛酷な労働状態の中なんですけれども、分署では5人で回している日もあると伺いました。5人で回す日はどのような感じなのかをお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 分署の勤務につきましては、先ほど6名勤務と回答させていただきました。職員の急病や冠婚葬祭等、急遽休みが必要になった場合など、また消防学校入校などで長期研修がある場合などは、最低人員として5名勤務としております。

5名勤務の場合の出動体制は、火災出動は、水槽付きポンプ車3名、ポンプ車2名で出動します。PA連携といって消防車と救急車が同時に出動する場合には、救急車3名、水槽付きポンプ車2名で出動しております。5名勤務の場合、本署より分署へ移動勤務、また本署

で人員が不足する場合は本部より補充するなど、出動体制を維持しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 急病とか冠婚葬祭、長期の研修、あとは昨今ですと育休とか、そういったもので人員が減ってしまうということがあると思います。条例定数なんかではぎりぎりの数でやっているの、5名勤務が結構増えていると聞いております。

5名勤務ですと、先ほどおっしゃったように救急車と一緒に出る場合は、水槽付きポンプ車を2名で出動する場合があるということなんですけれども、私もちょっと消防団を18年ぐらい、まだ新人なんですけれどもやっぴいして、ポンプ車とかは5人とか4人とかで出動するのが基本だと思っております。

2人で出ますと、筒先、水を出すところと消防車周りですね、水圧を上げたり下げたり、そこだけにかかってしまっ、あと不測の事態が起きても対応が難しいと思います。ですので、別の隊とか、あとは消防団とかと連携しながら、今運用されているんだと思うんですけども、でも、消火活動の遅れや不測の事態への対応が難しくなることから、できれば避けたい状態かなと思っております。

4回目の質問になるんですけども、これから定年延長で定年が65歳となっていきます。年配の職員の割合が増えていくと思うんですけども、例えば交代勤務とか、年配の方はちょっと難しいというか体力的にどうなのかなとか、そういう心配があるんですけども、消防体制への影響はないのか伺いたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の4回目の質問に対して答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 今年度より定年年齢が段階的に引き上げられ、令和13年度に定年年齢が65歳となります。また、定年延長とともに、役職定年制により60歳以降は管理職から離れることとなっております。

消防体制へ影響はないのかとのことにつきましては、計画的な職員採用、またベテラン職員の知識、技術、経験等を継承できるように適正な人員配置を行い、消防体制の強化を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ありがとうございます。現場の職員の皆様には、大変ありがとうございます。

ます。

ただ、行政の人数の削減が先行してしまって、現場が大変な思いをしているのかなという感じを受けました。国の指針とか予算の兼ね合いとかあると思うんですけども、節約するのは命のかかった現場ではないと思います。消防とか救急とか、これはその現場に必要な人数を置いてほしいとぜひ願っております。自分は素人ですので、現場の声を一番聞いていただいて、必要な人員を割いていただけるとありがたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

では、4番目の漁港エリアの有効活用について質問を移らせていただきます。

管轄をお伺いしました。県ということですね。銚子漁港事務所があそこを管理するということになっていると思うんですけども、みなと公園は農水産課が管理している、とてもきれいに保っていると思います。

それで、網とか船がいっぱいあるんですけども、それは一時的というか、一番責任を負わなくちゃいけないのは出した本人、業者とかそれを捨てた個人ですね。それが責任を取るのが筋だとは思うんですけども、それが特定できなかったとか、いなかったとか、そうした場合に、そのままにして、ずっと10年、20年と放置していいわけではないと思うんですね。そこで行政、市として県に声をかけるなり何かできることはないのかというのを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 漁港付近のごみの問題です。

まず管理の関係につきまして、漁港と海匝漁業協同組合のほう、そちらのほうに今の現状を、どういった感じで管理しているのかというのを事前に確認させていただきました。あそこら辺のごみは、そのほとんどがだいたいはポイ捨てというところの認識になっております。県の銚子漁港事務所に確認したところですが、月に1度、その付近のパトロールを実施しながら不法投棄の確認、それから対応を行っているというところですよ。

それから、必要に応じて廃棄物の撤去や交差点の角の見通しの悪い部分、そういったところの草刈りを実施していると聞いています。また、不法投棄の防止のための警告看板、こちらの増設についても現在検討しているという状況だと伺いました。それから、漁港を使用しています海匝漁業協同組合、こちらのほうにも確認したんですけども、年に2回程度、組合員による草刈り、それからごみの処理を行って、環境美化に努めているということで伺っ

ております。

市としてどのようなことができるのかというところなんですけれども、市としましては、その管轄が県ですね、実質的には県の銚子漁港事務所、こちらのほうと連携協力して、不法投棄について適切に対応してはいるところでございます。また、海匠漁業協同組合などからいろいろ要望があった場合につきましては、環境美化の一環として集められたごみの回収とか処分、それらについて協力しているところです。

今後も、千葉県や海匠漁業協同組合、そこら関係団体と連携しながら、不法投棄の防止対策、環境美化の推進に努めていきたいと、そういうふうに考えています。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 様々な対策を講じられているということで、ありがとうございます。

ただ、ごみというのは、ごみがあるとさらにごみが出るというか、その悪循環があるんですね。汚いところにはごみが集まってしまう。例えば、市役所の隣なんてきれいに整備されていて、ごみを捨てる人なんてあんまりいないと思うんですね。ですので、ぜひ一度きれいにして、それをそのまま続けられるようお願いしたいと思います。

あと、某旭市選出の県議のほうにその件をちょっと確認しましたところ、動いていると。船とか、そういう所有者にも連絡を取る段階にはなっているというのをお聞きしました。

では、（１）は以上です。

（２）このエリアの有効活用。県有地ということなんですけれども、自分の認識ですと、あそこは国の財源が入って整備したので、その用途以外は使えないという話を聞いたことがあるんですけれども、先ほど言った某旭市選出の県議と話をしていたら、国が今度「海業」という、国が推進している事業があるそうなんです。それは漁業だけではなくて、水産加工はもちろんマリンスポーツとか、釣りとか、あとはバーベキューとか、海にまつわるいろんな産業を混ぜて活性化していこうという事業があるそうです。

それが、今年は12の漁港がモデル地区に選ばれたそうなんですけれども、国はもっと、5年間で500件増やす目標を掲げているそうなんです。ということは、もう飯岡漁港も可能性があるんじゃないかなと感じているんですけれども、今のところでいいんですけれども、そういったご予定とかございますでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 利用計画ということなんですけれども、まず管理をしております銚

子漁港事務所に確認をしました。県としましては、漁港用地の区画ごとに用途は決まっているものの、具体的な利用計画は現在ないというふうに伺っております。また市におきましても、道の駅を整備する際に、漁港エリアを飯岡地域の候補地の一つとして検討をしたことはあったんですけれども、現時点で具体的な構想等はございません。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 現時点ではそういう計画はないということなんですけれども、可能性はあると思います。海というのは観光の目玉にもなり得ると思いますので、逆に言えば、海沿い以外でなかなか観光地というのをを見つけるのが難しいのかなと。

旭市はいいところがいっぱいあるんですけれども、例えば旭市に来たお客様に、観光地はどこがありますかと聞かれたときに「い、飯岡灯台」みたいな、何かこう、それが目的になるような観光地がないように感じているんですね、すてきなところはいっぱいありますけれども。そういうところをぜひつくっていただきたいと思うんです。

この海業というのは、行政だけでも駄目だし、民間だけでも駄目だし、あと漁協の協力も必要ですし、地元の意見とかそういうのも必要だと思うんですね。ですので、ぜひ旭市にも、民間、漁協、周辺住民と力を合わせて取り組んでいただきたいと思うんですけれども、この辺のご見解を市長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 漁港施設の有効活用におきましては、地域の水産業や漁村の活性化に資することが求められることから、現状では活用は限られたものになると思います。

しかし、水産業は今、全国的に漁業者の減少や高齢化、水産物消費の大幅な減少、主要魚種の不漁等の課題を抱えております。そのような中で、議員おっしゃるように、国は海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する取り組みを海業と位置づけ、この取り組みを推進するために、新たな漁港制度を検討しているようでございます。海や漁村の有する価値や魅力を生かし、漁港施設を有効活用して、にぎわいを創出することは重要であると考えております。

市としても、国や県の動きを注視しながら、引き続き水産業の健全な発展を図ってまいりたいと考えております。

また、いいおかみなと公園や漁港内の親水型堤防につきましては、本市の観光スポットでありますので、引き続き施設周辺の環境保全に努めてまいります。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 前向きなご答弁ありがとうございます。

私の愛する旭市、いや、皆さんが愛する旭市をよりよいものにするために、今後も前向きにご検討をお願いします。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 場 哲 也

○議長（木内欽市） 続いて、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（5番 伊場哲也 登壇）

○5番（伊場哲也） 皆さん、こんにちは。議席番号5番、1期目、議員活動2年目に入りました伊場哲也と申します。傍聴席においでの皆様方、ありがとうございます。

一般質問に入る前に、お断りしておきたいことが2点ございます。ご理解ください。

1点目でございますけれども、議員として市民のためにならなくてはいけない一般質問、ご提言も含めまして、ガバメント・フォー・ザ・ピープル・イン・アサヒに沿って一般質問をさせていただきたいと考えております。

2点目でございますけれども、大切な大切な税金を議員報酬ということで頂いております。本日、一般質問で与えられた時間は40分ございます。長えな、伊場な、退屈なされる場面もあろうかとは思いますが、かつて話は短めに愛情は長くと、いい感じで納得したこともありますけれども、この後の一般質問におきましては若干長くなろうかと思っておりますけれども、40分使わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは改めまして、一般質問に入らせていただきます。

本日、一般質問したい内容につきましては大きく4点ございます。

1点目でございますけれども、人間のように対話をし、質問や指示に従って違和感のない文章を作成する機能を備える便利ツール、対話型人工知能アーティフィシャル・インテリジェンス、AI・チャットGPTが急速に広まっていると、本日の読売新聞におきましても、非常に大事な記事が三つほど載っております。

毎日のテレビやニュースを見ていると、大谷翔平選手か、あるいはチャットGPTかと言われるくらい、マスコミに毎日のように日々刻々進歩しながら載っている記事内容でもご

ざいます。働き方が激変する可能性を秘める一方、個人情報流出や著作権侵害などの懸念も、皆様方ご存じのとおりもう既に指摘されております。使ってみないと分からない、うまく使えば業務を大幅に簡素化できるとして、各地方自治体は、業務効率化に向けて試験的に導入する動きが相当加速しております。

神奈川県におかれましては、横須賀市がチャットGPTを使っており、先週の5日、デジタル・ガバメント推進室から報道発表がなされました。そこで、本市におけるAIの活用について、2点ご質問させていただきます。

1点目でございますけれども、旭市並びに旭市教育委員会はどのような見解をお持ちなのか、お尋ねいたします。また2点目でございますけれども、人工知能AIに負けない児童・生徒の健全なる育成について、旭市教育委員会の見解をお伺いいたします。

2点目でございますけれども、質問の2番、沖縄交流事業及び旭市・茅野市児童交流事業の促進についてご質問させていただきます。3点ございます。

この交流事業については、旭市の総合戦略、施策の16の中で交流の促進ということであり位置づけられております。特に自治体間の交流の促進につきましては、姉妹都市である沖縄県中城村及び長野県の茅野市との交流を通して、双方の地域資源を活用しながら、市民の相互理解や友好を深めますというふうに記載されております。

そこで、お伺いいたします。

1点目、各交流事業につきまして、事業を行うことになった経緯、原点に戻りまして、しっかりと学びたいと思いますので、経緯についてお伺いをいたします。2点目でございますけれども、各交流事業につきまして、事業内容と具体的な効果についてお伺いをいたします。3点目ですけれども、コロナ感染症が5類に移行し、その後、コロナ前の通常のような形で交流活動を促進されるのでしょうか。4年ぶりの現地との対面交流となるわけですが、各交流事業についてどのように再開されるのか。新たに取り入れた点や変更した点など、具体的にお答え願えればと思います。

大きい質問の3でございますけれども、商工業の振興についてお尋ねをいたします。

旭市の商工業の振興を考えた場合は、ここ東総地域における旭市の置かれた現況というものは少子高齢化、後継者不足、人口減少、集客力の低下、それに伴っての空き店舗の増加等々、近隣の自治体と同じような状況なのではないかと思えます。ですから、何としてでも地域経済の活性化を図る上で商工業の発展ということは喫緊の課題であり、旭市の死活問題でもあることは言うまでもございません。

イオンタウン並びにおひさまテラスのオープンが、「みらいあさひ」の令和のプロジェクトとして期待されている反面、平成の主役でもあった銀座通りの商店街並びにサンモール、銀座通りからわざわざサンモールにお店を移して商売されたり、これまで長きにわたり地元旭市に貢献してくださったサンモール内のイオン、それら事業者の撤退を見れば、正直、今は寂しい限りです。

今となっては、個人的にはサンモールシネマに撤退されてしまったら、映画文化に接する機会を大きく奪われてしまいそうで本当に心配です。ネットフリックスやフールー、アベマでは対応できないような大事な大事な映画文化ではないかと、個人的には考えております。また、身近な買物の場である地域の商店街の活性化への取り組みに、個人的にも尽力していきたいと考えておりますけれども、お金があるわけではないですし、どうしたらいいものかなと考えている次第でも正直ございます。

そこで、商工業の振興について3点お伺いいたします。

1点目ですけれども、空き店舗の活用事業、商店街活性化事業について、具体的な事業内容、進捗状況、そして効果について、ちょっと複雑になろうかと思っておりますけれども、3点お聞かせ願えればと思います。（2）番ですけれども既存企業への支援。これも欠かせないと思います。その支援状況並びに雇用の促進、増加を図る具体的な取り組みについてお伺いしたいと思います。商工業の振興についての3点目、企業誘致については、ここ最近どのような企業誘致がされているのか、その状況について進捗状況、それから新規立地企業の現状についてお伺いをいたします。

大きい質問の4点目でございます。

米本旭市長に、市長のまちづくりの方針について2点お伺いいたします。

米本市長は、施政方針として六つのまちづくり方針、経済支援、市政運営、暮らし、地域づくり、まちづくり、そして東総地域というまちづくりの方針を掲げられております。本日ここでは、一つ目として東総地域全体の発展、特に観光などにおける広域連携の推進について、その進捗状況を市長としてどう評価されているのか、お尋ねいたします。2点目といたしまして、対話により開かれた市政の今後の展開について。市長との対話集会をどのように実施される計画なのか、市長の具体的なお考えをお伺いいたします。

以上4項目、多岐にわたっておりますけれども、一般質問をさせていただきます。

なお、再質問につきましては質問席にてお伺いいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、午後 2 時 5 分まで休憩いたします。

休憩 午後 1 時 5 1 分

再開 午後 2 時 0 5 分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊場哲也議員の一般質問に対し答弁を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、質問 4、市長のまちづくりの方針について、（1）東総地域全体の発展、特に観光などにおける広域連携の推進について、市長として進捗状況をどう評価しているかについてご答弁申し上げます。

東総地域での観光的な取り組みについて何点か紹介させていただきます。

一つ目は、旭市観光物産協会が匝瑳市、東庄町と連携して、椿の海をテーマとしたトークショーやコンサートを昨年度開催いたしました。

二つ目として、千葉県サイクリング協会主催の里山里海サイクリングですが、昨年度に引き続き本市をめぐるルートで開催され、今年は本市を発着ポイントとし、香取市や銚子市などの観光スポットをめぐる予定であります。

このような地域資源を生かしたイベントを開催することにより、東総地域の活性化が図られるものと考えております。

さらに、東総地域より広域となりますが、海匝・山武・長生地域における16の市町村と県が連携して、令和 5 年 2 月に九十九里地域市町村連携チームを設立したところでございます。この連携チームは、将来にわたり活力ある地域社会の実現を目指し、人口減少の緩和、地域内経済循環の実現等を図ることを目的としております。本年度は第 1 段階として観光振興についても議論していく予定ですので、16市町村が参画するというスケールメリットを生かして、よりよいまちづくりや課題解決につながるものと期待しております。

続いて、（2）対話による開かれた市政の今後の展開について、市長との対話集会をどのように実施していくのか、市長の具体的な考えについてご答弁申し上げます。

私のまちづくり方針の一つであります対話による開かれた市政の取り組みの一環として、

令和4年度から市民と市長との対話集会を開催しています。昨年度は3回開催し、二十歳を迎えた大学生や社会人、市内の高校に通う生徒、市の若手職員といった次世代を担う若者と、住みたいまち、住み続けたいまちについて意見交換を行いました。

本年度も第1弾として、5月に大学生や新社会人の世代である二十歳のつどい実行委員14名と意見交換を行ったところでございます。

私は、様々な分野や世代から幅広く意見を伺いたいと考えており、第2弾として旭市に移住された方との対話集会を計画しております。

そのほか地域意見交換会や子ども議会など様々な機会を通じて、市民からいただいた意見や提案などを今後のまちづくりに生かしてまいります。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では、企画政策課からは1項目めの（1）について回答いたします。

チャットGPTなどの対話型AIにつきましては、現在、市の行政事務の処理には使用はしておりません。しかし、個人情報や機密情報、著作権、正確性の問題に注意して使用すれば、事務の効率化に有効なものであると考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課からは、大きな1項目めと2項目めについてお答えいたします。

まず1の（1）チャットGPTの活用について、市教育委員会の見解はとのご質問ですが、小・中学校におけるチャットGPTなどの生成AIの授業等での活用につきましては、現在、文部科学省においてガイドラインを作成中であり、夏休み前までには示される見込みであります。

文部科学省では、チャットGPTが公開されて初めて迎える夏休みに、宿題で使われる可能性などを踏まえ早急にガイドラインを示すとされ、年齢制限や禁止すべき場面のほか、生成AI自体を学ぶ授業や活用方法についても示す方向で検討しております。

本市におきましても、既存の取り組みである小・中学校での情報モラル教育などを活用しながら、チャットGPTを含め、児童・生徒が適切にインターネット環境等を活用できるよう、国の動向を注視しながら取り組んでまいります。

続いて、（2）のAIに負けない児童・生徒の健全育成についてですが、5月19日付の文

部科学省通知では、生成A Iの利用については、A Iによる間違った回答やA I生成物であるか否かを見分けることができないなど、様々な議論や懸念の声があるものと承知しており、子どもたちの批判的思考力や創造性への影響などについて整理が必要であるとされております。

一方で、学習指導要領では学習の基盤となる資質・能力として、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を発見したり、自分の考えを形成するために必要な能力である情報活用能力を位置づけておりまして、新たな技術である生成A Iを使いこなす視点も必要とされております。

本市といたしましては、文部科学省から示されるガイドライン等を参照しながら取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2項目めの（1）沖縄交流事業を行うことになった経緯でございますが、沖縄交流事業は、平成9年に沖縄県の故上原清善氏が旧飯岡町の子どもたちにサトウキビや多くの書籍を贈ってくださったことをきっかけに、平成10年から始まりました。

世界中の人々が知り合えば、この地球から争いはなくなる。21世紀を託す子どもたちにその精神を学んでほしいという願いから、子どもたちの相互交流へ大きく広がり、現在に至っております。

続きまして、（2）の沖縄交流事業の事業内容と効果ですが、本市と沖縄県中城村との交流につきましては、平成16年10月に旧飯岡町が友好都市として提携を結んでから約20年間の長きにわたり、平成24年2月からは姉妹都市として親交を深めております。

そのような歴史がある中で沖縄交流事業を行っておりますが、本年6月末に沖縄訪問する交流会では、お互いのまちを紹介するクイズ大会を開催するほか、子どもたち手作りの名刺交換など、体験活動を通して交流を深める予定で、中城城跡や平和祈念資料館の見学、沖縄県の踊り体験などを通し沖縄県の歴史や文化に触れる予定であります。

また、11月には中城村の児童が旭市を訪れ、旭市の児童が旭音頭サンババージョンを披露するほか、旭市の地域や学校などを紹介する予定でおります。

沖縄の文化に触れ、沖縄の方々と交流することにより児童の視野を広げ、コミュニケーション力を高め、平和や命の尊さを学ぶなど効果を上げているものと考えております。

続きまして、（3）の4年ぶりに交流事業再開についてでございますが、昨年度はオンラインで実施した沖縄交流事業ですが、本年度は4年ぶりに現地を訪れての開催となります。事業実施につきましては、これまでの実践を踏まえながら、幾つかの点を見直し実施する予

定でございます。

具体的には、交流会に参加する児童数につきましては、学校ごとに児童数が異なることから、学校の規模を反映し募集することになりました。

また、事前説明会の参加者として、児童及び引率教員のほかに新たに保護者を加えることで、交流事業への理解を深めるとともに、学校への問い合わせをなくすことで学校現場の負担軽減を図っております。

日程については、雨天等により海水浴が実施できない場合、これまでは美ら海水族館を見学しておりましたが、移動に時間を要するため、少しでも多くの時間を沖縄文化に触れることができるよう、琉球村等へ見学場所を変更しております。

今回の沖縄交流についても、児童にとって実り多きものとなるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 生涯学習課からは、2の（１）、（２）、（３）についてご答弁申し上げます。

初めに、（１）の旭市・茅野市児童交流事業を行うことになった経緯につきましては、平成23年の東日本大震災で旭市が甚大な被害を受けたとき、茅野市の皆さんから、いち早く支援物資や義援金、励ましの言葉をいただきました。そのお礼として、本市のPTAを中心とした、山と海きずなをつなぐプロジェクト実行委員会が、被災した旭市の復興を願う七夕市民まつりに合わせて、茅野市の子どもたちを旭市に招待しております。

茅野市の子どもたちは七夕市民まつりへ参加し、旭市の復興への祈りを込めた短冊の飾りつけや、ステージでの茅野市の紹介と激励をいただきました。夜には、旭市の子どもたちとキャンプファイアーなどで交流を深めております。

この事業を機に、次の年から旭市・茅野市児童交流事業実行委員会が設置され、山と海きずなをつなぐプロジェクトとして、１年ごとに両市の児童がお互いの市を訪問して交流を図る事業が始まりました。

続きまして、（２）の事業の内容と具体的な効果ですが、新型コロナの影響で実施が難しく、今回４年ぶりに事業を再開するもので、８月２日から４日までの２泊３日で市内小学５年生の児童が茅野市を訪問いたします。

事業の内容は、茅野市の尖石縄文考古館と縄文集落の見学、茅野市青少年自然の森に宿泊し、茅野市の児童と一緒にお互いの市の紹介や野外炊飯、ウォークラリー、キャンプファイ

アーなどの体験活動を通して交流を深める予定であります。

具体的な効果といたしましては、旭市と茅野市の児童が相互に訪問し、それぞれの郷土の歴史や自然等の体験活動を通して親睦と友情を深め、姉妹都市の一層の親善を図るものであります。

続きまして、(3)の具体的にどのように再開されるのか、新たに取り入れた点や変更した点ですが、中止する前は市内の小学校3校が学校ごとに輪番で参加をしておりました。対象外の学校の児童は参加したくても参加できないという不公平感があること。輪番で対象になった学校は参加児童の選考や教職員の引率など、学校現場に負担をかけている状況でありました。

このため本事業の再開に当たりまして、学校の輪番を廃止して、学校の負担なしにチラシで本市の小学5年生全員を対象に募集を行い、説明会や事前の学習会を開催し、生涯学習課の職員と教職員経験者の引率により実施するものであります。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、3番、商工業の振興についてお答えをいたします。

初めに、(1)空き店舗活用事業・商店街活性化事業についての事業内容・進捗状況、効果についてお答え申し上げます。

まず、空き店舗活用事業につきましては、市内の空き店舗の利活用の促進を通じて商業振興と活性化を図り、地域経済の発展、創業支援を目的として、空き店舗の改装費や賃借料を補助する事業でございます。

当初は対象地域を中心市街地、対象者を商業団体等に限定しておりましたが、何度かの制度改正を経て、現在は対象地域を市全域に拡大し、改装費と賃借料の補助の併用も可能となっております。

申請状況でございますが、対象の拡大等により徐々に増加しておりまして、令和2年度の申請は賃借料の補助のみが2件、店舗の改装と賃借料補助の併用が1件、令和3年度は賃借料補助のみが4件、改装費補助との併用が2件、令和4年度は賃借料のみが5件、改装費補助との併用が11件の実績がありました。

このように事業の目的であります市内空き店舗の利活用が進むとともに、創業・起業の後押しにもつながっておりまして、商業活性化に結びついていると考えております。

次に、商店街振興対策でありますプレミアム付共通商品券発行事業についてお答えいたします。

こちらにつきましては、令和2年度から令和4年度の3か年にわたりまして、新型コロナウイルスの影響で落ち込んだ景気対策として、また市民の方々への消費喚起としてプレミアム率30%で実施をいたしました。

本年度もコロナ禍に加え、物価高騰対策として実施をしております。

既に申込みのほうは5月31日で終了しておりますが、内容につきましては、1,000円券13枚つづりを1セットとして、これを1万円で販売するもので発行数は2万セット、1世帯5セットまで購入可能でございます。往復はがきによる申し込み制で、毎年応募は発行数を超え抽せんを行う人気ぶりでございます。商店街の振興に寄与するとともに、新型コロナの影響により落ち込んだ地域経済の回復に向けての一助となるものと考えております。

今年度につきましては、消費者である市民の方々への物価高騰対策としても有効であるというふうに考えております。

続きまして、(2)既存企業への支援について、支援状況、雇用の増加を図る具体的な取り組みについてお答えいたします。

まず、雇用に関する支援について申し上げます。

今年の4月27日でございますが、市内の企業で構成する旭市雇用対策協議会主催の合同企業説明会、こちらのほうを開催いたしました。こちら参加企業、市内の企業が25社、また参加者でございますが、市内近隣の高校生を中心に225名の生徒さん方が参加しまして、市内企業をPRする機会となりました。

また、同じく雇用対策協議会が秋になりますけれども、合同就職面接会、こちらのほうを実施しておりまして、こちらは市内企業と就職を希望する一般の求職者などを就業マッチングの場として、地元企業への貴重な就業機会として好評を得ているところでございます。

次に、商工業の振興支援といたしまして、中小企業金融対策事業、制度融資利子補給事業がございます。

中小企業金融対策事業につきましては、中小企業資金融資制度に基づき市内の金融機関を通じて市内中小企業者へ融資するもので、市内の中小企業の振興を図っております。

また、制度融資利子補給事業につきましては、利子補給を行うことで中小企業の育成振興を図っております。

そのほか旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例に基づきまして、一定額以上の設備投

資を対象に、5年間の固定資産税の課税免除や雇用等に対する奨励金を交付することで、既存企業の新たな設備投資の促進や雇用の創出を図っております。

続いて、（3）企業誘致についてお答え申し上げます。

最近の企業誘致、どのような企業誘致がされているのか、進捗状況等でございます。

企業誘致に関しましては、鎌数及びさくら台の工業団地の分譲は既に完了しておりまして、現在、市として企業誘致可能な土地物件はございませんが、分譲済みの工業団地内に一部未利用地があることから、企業からの土地物件の問い合わせがあったときは、その土地を所有する企業を紹介するといったこともございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 多岐にわたっての答弁ありがとうございました。

それでは、（1）番の本市におけるA Iの活用についての再質問を企画政策課のほうにさせていただきます。

チャットGPTに代表されるような対話型A Iの活用について、具体的に事務の効率化に向けて等々については、まだスタートされていないというお話がありました。会議については持たれていないのでしょうか。もし持たれていたとすれば、何回くらい会議を開かれたのでしょうか。当然、会議された場合はそのメリット・デメリット、ここが使えるなど、ここは活用できないなどといった整理もされたかと思えますけれども、何回くらい持たれたか、活用できる場面と活用できない場面、その辺についての見解をお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、市長部局において対話型A Iの活用に関する会議は、これまでのところ開催してはございません。ただ、会議は開催しておりませんが、まずチャットGPTにつきましては効率化、また省力化という利点がある一方で、個人情報漏えいや正確性の検証に注意する必要がありますので、活用を始める前には十分に検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 3回目の質問ということで、今後の方向性をお聞かせ願えればと思います。いつくらいを目安に具体的に会議に入られるのか、もしお考え、プランがあればお聞か

せ願えますでしょうか。お願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず活用についてですが、時期のほうはまだはっきりとは決まっておりませんが、ただ、民間も含めまして様々な対応が見られますけれども、国・県の動向を踏まえ、活用と規制の両面から方向性を十分に検討した上で取り扱いを決めてまいりたいと考えております。

また、活用することが妥当であると判断された場合には運用の規制、また範囲を定めて適正に使用することになると考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 4回目の再質問になろうかと思えますけれども、国や県の動向、当然他の自治体も入ってくることと思えますけれども、今他の自治体の動きといたしまして、例えば神奈川県横須賀市ですとか埼玉県戸田市、隣の茨城県ではつくば市とか、つくばみらい市、結構自治体がこのチャットGPTに対しての対応をどのようにしたらいいかということで、先行実施をされているわけなんですね。

ですので、旭市については今後というお話もありました。したがいまして、こういった自治体を実際に市長に、それこそ出張要請とか依頼をして研究されるのがよろしいのではないかなというふうに思うんですね。

例えば教育総務課のほう、国の文科省のほうは夏までにということが出されております。例えば総務省ですとか経済産業省、あるいは国の政府、どのような見解かと、恐らく同時進行で進めているというふうに思うんですね。要は言いたいことは、市として業務活用する場合に、何がよくて何が悪いかということをしっかし整理整頓するということが大事だというのは、これ確実に言えるというふうに思います。そういった意味で、先行事例の研究をされたほうがいいのではないかなというふうに思うんですね。

例えば埼玉県戸田市におきましては、市幹部らで構成する調査チームが現場での導入を促しつつ、もう8月には改善案なんですよ。そして10月には報告書を作成するという予定になっているんです。最終的には自治体業務におけるチャットGPTの活用ガイドとして、ほかの自治体にも参考になるように公表するというふうに明言、断言しているんですね。ですから、この戸田市につきましては、十分行政視察なりに足る内容ではないかなというふうに

思いますので、これは質問の中で自分自身の提言も含めましてということでお話をさせていただいた次第でございます。

今後の活用に向けて他の自治体プランに出かけていくという、今そういう計画もないんですよ。最後の質問なんです。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 今、議員のほうからは先進地、ガイドラインを策定してあるようなところの視察に行ったらどうかというお話がございました。

確かに旭市では今そういった計画がございませんので、先行して進めているところを参考にしながら研究していきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） （2）の人工知能に負けない児童・生徒の健全なる育成についてということで、これは教育総務課のほうに再質問ということで質問をさせていただきます。

先ほども言いましたように、本日のちょっとデジタル新聞がなかったので切り取ってきたんですけれども、熊谷知事が十分使用・活用できるものだということで、県のほうもガイドライン作成に向けてスタートしますよという記事が載っております。それから、東京都におきましては宿題のコピペは駄目だ、提出は駄目だよということで、都教育委員会の独自による報道機関への発表ということですね。

なぜこういったことを言うかといったら、やっぱりミサイルが飛んできたり、あっちで戦争したりという日本で旭市で平和に自由に生活している。しかしながら、この世の中の動きというのは、昨日も島田議員のほうからデジタル田園都市国家構想の中での問題点の指摘、それから以前には今、戸田市の話もされましたけれども、いわゆるデジタル登校を促して不登校対策というような話も、この議会でも出ております。悪用で偽情報が拡散、そしてまた、それをさらに拡散させるということで、何が正しくて何が間違いかといったことが十分分からなくなってしまう、そういう危険性に、この社会が巻き込まれかねないよといった警鐘を発している。だから市としても早め早めな取り組み、対策が必要なのではないかなというふうに思うんですね。

そして、ベルギーにおかれては、これはEUの規制強化ということで、とうとうチャットしながら、だったら早く死んだほうがいいんじゃないということで自殺をしたということも、

これも本日の新聞記事に載っております。ですから、他人事ではなくて当市としてもいわゆる危機管理も含めまして、今話題にしているチャットGPTは音声文字の生成AIと、文字だけではなくて既に音声、そして画像で今現在、画像データを相手に渡して、申し訳ない、お金貸してくれということで、既に自殺やら、あるいは犯罪やら発生しております。

平和な国日本であっても海外から日本人がいわゆる年寄りを狙った、その闇バイトですとか、海外から仲間の日本人をいわゆる詐欺すると思って、許せない、そういう犯罪集団があるということも、これマスコミに出ていますんで、とにかくデジタルについては危機管理をもって対応するということをお伝えしたいというふうに思います。

そういう中で、我々大人が守らなきゃいけないのは、未来をしょって立つ児童・生徒です。そういった児童・生徒、危険にさらされているわけですので、人工智能に負けない児童・生徒の健全なる育成、これもそれこそ最優先で取り組んでいかなきゃいけないということで、お話、ご質問をさせていただくんですけれども、教育総務課長、この間のちょっと面談のときにお話しさせていただきました。AIに負けない子どもを育てる、ここにはRST、リーディングスキルテストと省略して、RSTというのが紹介されています。

これは以前、学校現場ではやった、例えば100升計算ですとか、あるいは今現在でも市内の小・中学校で進めております朝の読書運動ですね。最近はこの教科書が読めない子どもたちと、そしてAIに負けない子どもたちと、これセットで非常に有益なるアドバイスがありますんで、これらを教育委員会としても指導的な立場ですので、やはり先取りしていくような形で生かしていったらいいんじゃないかなというふうに思います。ましてや、本旭市教育委員会はこのように活動の指針ということで打ち出している。

その1点目として、常に教育現場や地域や保護者の声に耳を傾けるということ。そして、安全で安心な学習環境づくりに努めるということ。そして、教職員の指導力向上を図るということ。これを教育ニーズに応える旭市教育委員会ならではの教育行政を推進していくということを前面に出しているわけですので、もう慌てる必要はないんですけれども、先取りして危機に備えると、そういう心構えといいますか体制づくり、これが大事なのではないかなというふうに思います。

旭市教育委員会、せんだっても言わせていただきました。課題山積、その中では学校再編問題、せんだって教育関係者にお会いしたんですけれども、いや、今部活動の地域移行化、これで大変なんだよと。そして、ICTの教育推進も当然ありますし、昨日の広報ですか、コミュニティスクールと地域学校協働活動、これも取り上げられておりました。

若い子育て世帯の教員とせんだってお会いしてお話聞きました。今何一番困っているんだと言いましたら、もう既にこれも話出ていますけれども、スクールサポートスタッフ、要はマンパワーがもう絶対的に足りない。ですから、やはり学校現場の先生方が仕事をしやすいような物理的な支援として、やっぱりその人的な補充、これが一番欲しいと切実に訴えておりました。申し添えます。

さて、チャットGPTに話を移しますけれども、これは確かに文科省のガイドラインを、主導的な立場にありますので、国から県、県から市町村と、当然言うことを聞かなきゃいけないんですけれども、これまで今お話しさせていただきますように、あらかじめ市として準備しておくというようなことも大切だ、お伝えしているつもりなんですけれども、教育総務課長、8月に文科省のほうでこういったガイドラインを出すかというのをちょっと教えていただけますか。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 文科省のガイドラインのほうですけれども、今の情報ですと文科省が夏前までに示すとされているガイドラインには、年齢制限や禁止すべき場面などとともに、生成AI自体を学ぶ授業、活用方法などを示す方向で検討を進めているとあります。以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 私もちょうとアクセスして資料を入手しました。もう既に国のほうとしても論点を整理しているんですね。リスクの整理が必要だと。一つとして、批判的思考力や創造性への影響があるので、これについて検討していかなくちゃいけないと。それから、2点目として、これもう既に出ておりますように、個人情報や著作権を保護するといったことについても考えなくちゃいけないよと。あわせて一番学校教育の憲法でもありますような学習指導要領との兼ね合いですよね。学習の基盤となる資質、能力として情報活用能力との兼ね合い。ですので、検討しなくちゃいけない問題点というのが多岐にわたっているんですね。

ですから、文科省のガイドラインが出てから、市として2学期に対応していくということでは、これは遅いのではないかなと。ましてや話題になっておりますように、夏休み前に子どもたちに、例えば感想文書いてくるんだよというような宿題については、片やナンセンスと言われております。ですから、感想文的ないわゆる指導者、教員が生徒に宿題の与え方も考えていかなくちゃいけないということですね。

逆に使ってはいけませんよと、あるいは使ったのであれば、出どころをちゃんと示しなさいよ、報告するんだよというふうに、自治体としても教育委員会としても捉え方がいろいろですので、市としての方向づけというものを企画政策課のほう、あるいは教育総務課のほう、いずれにしましてもリードしていくような形で話し合い、そして結論づけ、そして市としてのガイドラインの作成、そういったものが大事なかなというふうに思います。

話長くなって恐縮なんですけれども、これもせんだっての新聞に出ていた自治体の一例ですね。千葉県の印西市立原山小学校、日本で唯一、日本の教育工学協会から表彰、認定された学校情報化先進校ということで認定、そして実証実験が進められております。

そういう中で実際に小学生がチャットGPTを利用した、その感想なんですけれども、AIが活躍する時代が来るので、今から勉強しておきたいという子どもの率直なる感想、それからAIと日常会話をしてみたいと、でも危険性をはらんでいますんで、これは指導者が十分に留意しなきゃいけないなというふうに思います。それから、大まかに尋ねるとAIが答えられなかったと。これはやはり効果的な制約、プロンプト作成の必要性があるなど。専門家に聞けばAI担当、あるいはデジタル戦略室をリードしていくような方に聞けば、この点については十分、分かることだと思います。

一番児童・生徒について考えなきゃいけないのは、やはり事業デザインのアイデア、これについて整理整頓しておく、これが大事かというふうに思いました。

この議場にいらっしゃる方も、チャットGPTがどういうものかとか、いろいろ試行錯誤された方も多いんじゃないかと思いますけれども、大変恐縮なんですけれども、一例ということで、既にメールでのやり取りで了解いただいております。事実確認ファクトチェックもしております。こんな入力をしてみました。

「英語教育パワーアッププロジェクトの成果を市長自身はどう評価しているか伺う」と入力しました。即座にチャットGPTでは、たたと、「千葉県旭市長、英語教育パワーアッププロジェクトの成長を高く評価している。このプロジェクトでは、市内の小・中学校で英語の授業時間を増やし、英語教育の充実を図っています。市長は、英語教育はグローバル化が進む現代において非常に重要なものであると認識しており、英語力の向上が市民のキャリアアップにつながると考え、そのために英語教育のパワーアップには力を入れており、プロジェクトの成果については大変喜ばしいものであると述べています」と、うそか本当か分かりませんが、「そして市長自身も英語力を向上させるために日々努力をしております、市内の学校や企業を訪問する際には、英語での挨拶やスピーチを行うことがあります。このよ

うに英語教育のパワーアップには市長自身も大きな関心を寄せており、今後も取り組みを続けていく予定である、考えである」と。

これすごいですよね。旭市長、すごえぞと、日々努力してって。これファクトチェック、要はこれが大事なんですよ。うそ、偽情報が出回っているんですね。私は自分自身分析まじりました。誰が読んでもなるほどと信用してしまう回答だよなと。そして市長、なかなかやるじゃん、いいぞ、そんなふうに思いました。でも本当かなと。英語力向上に向け日々努力、すごいわ。学校や企業訪問する際は英語での挨拶やスピーチ、おお、さすが。でも、うそだろう。いや、でも分からないよ。事実確認してみようということで、メールを差し上げさせていただき、ファクトチェックをさせていただきました。

ですから、ここはやっぱり大事なんだよな、教育の必要性が出てくるということなんですよ。ですから、子どもには事実確認することの大切さを教えなきゃいけないということですよ、教育総務課長。書かれた情報の信憑性や偽情報にも注意しなきゃしょうがないよ、本当に信じちゃうと危険性が大いに潜んでいるぞ、これも教えなきゃいけない。ですから、教育が入っていける、そういうところがあるんだということですね。

事実確認の結果、米本市長はこういう回答です。「市内の学校や企業を訪問する際、英語で挨拶やスピーチを行うことは必要となる場面がないため基本的には行っておりませんが、ALTの就任、退任の際など、海外の方と面会する機会があるとき、市長が自ら英語での挨拶を考え、話をされたことはあります」と、こういう回答をいただきました。したがって、あながち言っていることは間違いじゃない。しかしながら、一部違っているし、いやいや、米本市長大したものだと思う。ですから、英語教育パワーアッププロジェクト、さらに推進していただきたいと、こんなふうに思った次第です。

これはちょっとリクエストがあつて大変申し訳ないのですけれども、今の市長のこのチャットGPTの回答ですね。それでは、市長が英語でスピーチしなきゃいけないと。ちょっと悪いけれども、英語に直してくれないか、ピッとボタン押すと「ザ メイヤー ヒムセルフ メイクス デイリー エフォーツ トゥー インブルーブ ヒズ イングリッシュ スキル アンド サムタイムズ デリバーズ グリーティングズ アンド スピーチズ イン イングリッシュ ウェン ヴিজィティング スクールズ アンド カンパニーズ イン ザ シティ」と。ペペペっと、だから怖いんですよ。私スペイン語も中国語も得意なもので、じゃこれをスペイン語に、一瞬で直してくれます。しかもそれをファクトチェックしますと事実です。完璧なスペイン語です。中国語を頼むよ、おいと言うと、すぐ中国語。だからそういう危険性を子どもたち

がはらんでいるので、あらかじめどんどん準備していきましょうよということでございます。すみません、話長くなりました。

神戸市議会は、5月24日に市職員が業務で活用するための対話型AIサービスチャットGPTなどの生成AIのルールを定めた条例改正案を賛成多数で可、こんな話もあります。

引き続き、(2)番、交流事業について再質問をさせていただきます。

沖縄県の交流と長野県茅野市との交流につきましては、大変よく分かりました。大切な交流事業であるということ、これをまた……議長、よろしゅうございますか。よろしいですか。

○議長（木内欽市） 続けてください。

○5番（伊場哲也） 続いて、よろしいですか。とってもいいことで、途中でやめてしまうことはできない、そういうきずなプロジェクト等々を考えますと。やはり今言われていますように、サステナブル、点で終わってしまうんじゃなくて線でつないでいかなきゃいけないということを両課長が率先してやってくださるということにつきまして、敬意を表したいというふうに思います。

ましてや特に長野県のこれ8月の2、3、4開催ですか。私もこれサマーキャンプということで読ませていただきました。先月の社会教育委員会議、私も傍聴させていただきました。全く正反対の意見が飛んでおりました。夏休みにやると先生方が忙くてしょうがないから、それ駄目だろうと。

しかしながら、いや、やっぱり大事な交流だと、さあどうなるかなと見守っていたところ、さすが課長の力量のすばらしさ、学校の先生方にそんな負担をかけることなく、生涯学習課のほうで率先してやってくださるということで、課長の力量の高さ、やる気満々の姿に私自身も大変共鳴、共感いたしましたので、ぜひともこの夏休みには一緒に傍聴というわけにはいきません、参観といいますか、ご迷惑をおかけしない程度に、子どもたちがどういった活動をしているのか、ちょこちょこつとこうのぞきたいなど。

なぜかといいますと、勉強させていただいたんですよ。旭市姉妹都市宿泊助成事業ってあるじゃないですか。私が茅野市に行って泊まると2,500円とか3,000円ぐらい補助が出るんですよ。3,000円でした。それを活用しながら、ぜひ私自身もこの交流事業について知っていくという意味で考えております。

再質問させてください。長くなりました。何で5年生なんですか。中学生でもできませんか。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊場哲也議員の一般質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 旭市・茅野市児童交流事業の5年生を対象としている理由でございますが、この事業は本市の小学5年生が茅野市を訪問し、6年生で茅野市の児童を迎え入れ交流を図る2か年の事業であることや、交流会は野外活動が多く子どもたちの健康面や体力面等も配慮し、5年生を対象に実施しております。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ありがとうございました。よく分かりました。

大変申し訳ございませんけれども、時間の関係もございますので、次の3番目の本市の商工業の振興について再質問をさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

商店街を活性化させて空き店舗をなくして旭市の商業を中長期的に持続、発展させていくためには、地域住民のニーズを捉えて、お客様を商店街に取り戻すことが大切だということが考えられるわけですが、サンモールや商店街をよみがえらせるような何かよい手だて、考えはありませんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商店街の持続的な発展に対しての支援ということでございますが、商工会と連携した創業支援事業や経営支援事業などの取り組みがございます。

市内で創業、起業を目指す方のための創業セミナー、今年は今月の4日、11日に開催しまして、18名の方が参加しました。また、11月にも2回目をやる予定でございます。

これに加えまして、新たに創業の支援、後継者の育成、事業承継などを目的として、令和4年度より経営支援セミナーを開催しております。このような事業を通じまして、市内の商工業や商店街の持続的な発展を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 3回目の質問をお願いいたします。

空洞化を図らないという意味合いから、イオンタウンに出店しております無印良品店、具体的な名前を言って大変恐縮なんですけれども、米屋、ウィークデイに行ったら人が本当にいなくて、これで営業成り立っているのかなという危惧を持ちましたので、そういったいわゆるお店、撤退なんてしてしまったら大変なことになりかねません。市としてバックアップしてあげられるような、そういう姿勢、支援策というのはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 個別の店舗に対しまして、市が何らかの支援を行うというのは難しいですが、先日行われました、おひさまテラスのようなおひさまテラスとイオンタウンが連動した集客が見込める取り組みを行うことで、来店の機会につなげていければと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 商工業の1番の4回目の質問になりますけれども、道の駅季楽里あさひ、イオンタウン、おひさまテラス、何かこうプラスアルファで今日も相当話題に出ておりましたけれども、近隣の自治体が何かこう度肝を抜くような、おお、すごいな、旭市という、何かそういう振興戦略というのは企画政策課長、具体的にはありませんか。お伺いいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） イオンタウン、おひさまテラスは、ともに生涯活躍のまち「みらいあさひ」の施設であり、道の駅季楽里あさひは、その至近に立地し、昨年度には年間122万人の来場者を誇る旭市を代表する人気スポットとなっております。現在、生涯活躍のまち「みらいあさひ」では、官民連携でハード、ソフトの両面からまちづくりに取り組んでおります。

今後、これらの施設がそれぞれの持つ特徴をうまく連携させながら、さらに多くの方に旭市に訪れていただけるような取り組みを検討してまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ありがとうございました。（１）については、終わりかと思います。

（２）についての再質問ということで、先ほど４月の旭市雇用対策協議会のお話がありました。具体的に25の企業から、市のほうでこういうふうにしてくれないかといったような支援要請なんかはあるのでしょうか。もしあれば具体的にどういう要請か、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） ４月27日の合同企業説明会、その後に参加企業にアンケートのほうを取りました。それ実施しまして、その回答としましては、どの企業からも満足度も高く、ほとんどの企業が次回も参加したいというような意向でございましたが、参加者の問題というところで、今後の少子化問題が気になるよというところと、もっと多くの学生に来てもらいたかったというような要望がございました。もっとより多くの生徒の参加を求める意見、そういったものがございました。

そういった企業の意向も踏まえまして、周知する学校をさらに広げていったりとか、参加者の増加に努めながら、合同企業説明会といった雇用確保に向けた取り組みも今後継続してまいりたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ありがとうございました。貴重な市内の企業様だというふうに思いますし、私も知り合いがいっぱいおりますので、可能な範囲内で支援をしていただければというふうに思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

続きまして、（３）番の企業誘致について再質問をさせていただきます。よろしいでしょうか。

スターバックスが来るという情報が二転三転し、今も工事進められていると思います。先ほどの課長のお話ですと、企業誘致しても、もう土地がほとんどないというようなお話があったかと思いますが、それって寂しくございませんか。いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 確かに分譲する工業団地がないという状況の中で、ご紹介する案件がなかなかないというところは、市としてもちょっとじくじくしたところもございますが、市の総合戦略の中で土地利用というところの戦略もございますので、そういったものに

沿ってまちづくり、企業誘致と進めていきますので、今のところ、このルール上といいますか、市の今の現状からしたら、ちょっと現状としては今のところ紹介できるものはないと。あとは撤退をしてしまった企業のところの空きの土地とか、そういったところがもし問い合わせがあれば、県の企業立地課のほうと連携しながら、ご紹介できるというところもあるかと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 3回目の再質問をさせてください。企業誘致についてです。

先ほど企画政策課長にもお尋ねしましたし、度肝を抜くような何か振興戦略がないのかというようなことで、様々な制約ですとか問題も多々あるかとは重々承知の上での、やはり旭市の置かれたその地理的なものも含めまして、また、総合戦略にもありますように、持続可能な旭市、また戻ってきたいと思える旭市、人や企業が集まるにぎわいと希望に満ちた旭市。コストコを招致しませんか、課長の見解をお願いいたします。後ほど市長にもお伺いします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） コストコにつきましては、県内では千葉市の幕張とか印西市の千葉ニュータウン、あるいは木更津市といった店舗を見ますと、かなり広大な店舗規模でございまして、かなりの集客規模というものを有しているなというのは感じております。本市にそのような大規模店舗を誘致する計画につきましては、現在のところはございません。

しかし、将来的な市の土地利用につきましては、市民の生活や企業の経済活動を行う中で重要な要素になるというふうに思っております。よって、企業誘致という広い観点になりますけれども、様々な可能性を探りながら、市民にとって、市内経済にとってよい方向となるよう、今後も情報収集、検討を重ねてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 県内のゾーン別、年齢3区分別って、東葛、湾岸ゾーン、空港ゾーン、香取東総ゾーン、そして県央ゾーン、南房総ゾーンと、やっぱり南房総と東総地区は人口減少が非常に将来的にも激しいよということは、既に県のほうのデータで示されたとおりです。旭市6万3,000人、銚子市5万5,000人、匝瑳市3万4,000人、香取市7万1,000人、多古町1万4,000人、東庄町1万3,000人、横芝光町2万2,000人、山武市4万8,000人、芝山町6万

1,000人、合計32万6,800人。

到底コストコの立地進出条件には程遠いのですが、先ほど課長言われたように県内3店舗、コストコさん進出しており、ホールセールの本社、県内木更津市にあります。ぜひケン・テリオ氏にAOL、アプローチ・オファー・ラブでもって誘致に交渉、十分可能性あるかというふうに思います。県内を考えると、成田市があって、そして西のほうと南と東。東、旭市、それこそ度肝を抜くような、銚子市が、いや、旭市にやられたなど、それもよくないのかなと思いますけれども、そういう考えもあるのではないかなというふうに思います。

最後、もう時間がありませんので、4番目の市長への質問ということで広域連携のお話がございました。まさか九十九里鉄道はつくらないと思いますけれども、飯岡の湾岸整理しながら、ウェルカム・トゥー旭マリリゾートパーク、こういった海に特化した観光推進、これなんかいかがでしょうか。ちょっと時間がなくてうまく質問できなかったのですが、ご答弁、ご回答いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません、私のほうから回答させていただきます。

旭市には海岸や漁港などを含めポテンシャルの高い資源がそろっていると思います。そのような中で本市としましては、これまでも海に特化した様々なイベントを開催しており、昨年度からは日本一身近な海づくりの推進事業として、ぼるぼろも開催しております。現在、市におきまして観光施設の整備計画はございませんが、地域に貢献できるような魅力ある施設等の建設について、民間事業者から相談や提案があった場合は協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 大変ありがとうございました。次回はもうちょっとブラッシュアップしながら、簡潔なる質問にしていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

以上にて、一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（木内欽市） 以上で本日本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（木内欽市） これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は、19日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時14分